

Amundi

ASSET MANAGEMENT
アムンディ アセットマネジメント

りそな・小型株ファンド

追加型投信／国内／株式

投資信託説明書 (目論見書) 2010年7月

このファンドは課税上、株式投資信託として取り扱われます。

アムンディ・ジャパン株式会社

Amundi

ASSET MANAGEMENT
アムンディ アセットマネジメント

りそな・小型株ファンド

追加型投信／国内／株式

投資信託説明書
(交付目論見書)
2010年7月

このファンドは課税上、株式投資信託として取り扱われます。

アムンディ・ジャパン株式会社

1. 「りそな・小型株ファンド」の募集については、委託会社は金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成21年12月10日に関東財務局長に提出しており、平成21年12月11日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成22年6月10日および平成22年7月1日に関東財務局長に提出しております。
2. この投資信託説明書（交付目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき、投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付される目論見書です。
3. 投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。なお、請求目論見書をご請求された場合は、投資家の皆様ご自身でその旨を記録されるようお願いいたします。
4. 「りそな・小型株ファンド」の価額は、ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。ファンドは元本が保証されているものではありません。

＜お知らせ＞

委託会社は、平成22年7月1日付で、商号を「ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社」から「アムンディ・ジャパン株式会社」に変更いたしました。

またファンドの主要投資対象である「SG 日本小型株マザーファンド」を「アムンディ・日本小型株マザーファンド」にファンド名変更しております。

なお、同日以前の記載内容につきましては、変更前の委託会社の商号およびファンド名を使用しております。

下記の事項は、この「リそな・小型株ファンド」(以下「ファンド」という。)をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

記

■ファンドにかかるリスクについて

ファンドは、主としてマザーファンドへの投資を通じて株式などの値動きのある有価証券に投資しますので、組入有価証券の価格の下落や、組入有価証券の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「価格変動リスク」や「信用リスク」などがあります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「第二部 ファンド情報 3 投資リスク」をご覧ください。

■ファンドにかかる手数料等について

＜直接ご負担いただく費用＞

◆申込手数料

取得申込受付日の基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。この申込手数料率は、本書作成日現在 3.15%(税抜き 3.00%)が上限となっております。

※詳しくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面にてご確認ください。

◆換金(解約)手数料

当ファンドには換金(解約)手数料はありません。

◆信託財産留保額 ありません

＜間接的にご負担いただく費用＞

◆信託報酬

ファンドの純資産総額に年 1.785%(税抜き 年 1.700%)の率を乗じて得た額とします。

◆その他の費用

・監査報酬 ・有価証券売買時の売買委託手数料等

上記その他の費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。これらの費用につきましては、事前に計算できないことから、実際にご負担いただく費用の金額や合計額、それぞれの上限額および計算方法は記載していません。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「第二部 ファンド情報 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

以上

アムンディ・ジャパン株式会社

有価証券届出書の表紙記載項目

有価証券届出書提出日	平成21年12月10日
発 行 者 名	アムンディ・ジャパン株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 クリスチャン・ロメイヤー
本店の所在の場所	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	りそな・小型株ファンド
募集内国投資信託受益証券の金額	継続募集額：上限 300億円
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません

目次

投資信託説明書（交付目論見書）の概要		巻頭
第一部 証券情報		1
第二部 ファンド情報		5
第1 ファンドの状況		5
1 ファンドの性格		5
2 投資方針		9
3 投資リスク		21
4 手数料等及び税金		23
5 運用状況		26
6 手続等の概要		29
7 管理及び運営の概要		31
第2 財務ハイライト情報		35
第3 内国投資信託受益証券事務の概要		43
第4 ファンドの詳細情報の項目		44
約 款		巻末

投資信託説明書（交付目論見書）の概要

投資信託説明書（交付目論見書）の主要内容を概要としてまとめております。
ご投資家の皆様におかれましては、本概要を参考に本文をよくお読みいただき、商品の内容・リスクを十分ご理解のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

りそな・小型株ファンド

商 品 分 類	追加型投信／国内／株式 ※ 商品分類に関する詳細は「第二部 ファンド情報」をご参照ください。
運用の基本方針	主としてアムンディ・日本小型株マザーファンドへの投資を通じて、国内の小型株に分散投資を行うことにより、積極的に収益の獲得を目指します。
ベンチマーク	Russell/Nomura Small Cap Growth インデックス※ ¹
ファンドのリスク	ファンドは実質的に株式などの値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
信託期間	原則として無期限
決 算 日	年1回決算、原則として9月10日。当該日が日本の休業日の場合は翌営業日とします。
分 配 方 針	原則として、決算時に収益分配方針に基づき分配を行う方針です。 ただし分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
お 申 込 日	原則として毎営業日（午後3時まで、わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前11時まで）※ ² 、取得のお申込みができます。
お 申 込 価 額	取得のお申込受付日の基準価額とします。
お 申 込 単 位	収益分配金の受取り方法により、一般コースと自動けいぞく投資コースの2つの申込コースがあります。取扱うお申込コースおよびその名称は販売会社によって名称が異なる場合があります。また各お申込コースの申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
お申込手数料率	販売会社が独自に定める料率とします。本書作成日現在、お申込手数料率は3.15%（税抜き3.00%）が上限となっております。
ご解約（換金）	- 原則として毎営業日（午後3時まで、わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前11時まで）※²にご解約のお申込み（一部解約の実行の請求）ができます。 - ご解約金の支払いは、ご解約のお申込受付日から起算して、原則として5営業日目以降となります。
ご 解 約 価 額	ご解約お申込受付日の基準価額とします。
ご 解 約 単 位	ご解約単位は、販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	ありません。
信 託 報 酬	純資産総額に対して年率1.785%（税抜き1.700%）を乗じて得た額とします。 信託報酬の内訳等詳細につきましては、投資信託説明書本文をご覧ください。
委 託 会 社	アムンディ・ジャパン株式会社
受 託 会 社	株式会社りそな銀行

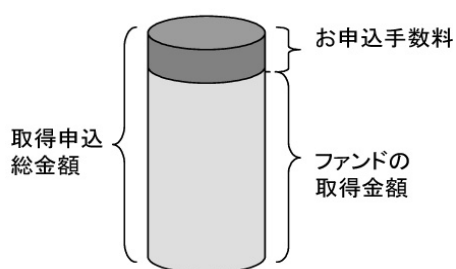
※1 Russell/Nomura Small Cap Growth インデックスは、Russell/Nomura 日本株インデックスのスタイル別の指数で、時価総額の下位約15%の銘柄のうち、グロース銘柄によって構成されています。 Russell/Nomura Small Cap Growth インデックスは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社及び Russell Investments に帰属します。なお、野村證券株式会社及び Russell Investments は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

※2 前記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは翌営業日の取扱いとなります。

費用および税金

取得申込時にお支払いただく金額

取得申込総金額をお支払いただきます。取得申込総金額とはファンドの取得金額にお申込手数料を加算した金額をいいます。お申込手数料率は、お申込金額・お申込コースや、販売会社によって異なります。



お申込手数料率が 3.15% の場合にファンドを 100 万円分取得する際の計算例

ファンドの取得金額	お申込手数料	取得申込総金額
1,000,000 円	+ 31,500 円	= 1,031,500 円

ファンドの取得申込みからご解約（ご換金）いただくまでにかかる税金について

（課税については、平成 21 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの課税について記載しております。詳細については、「第二部ファンド情報 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をお読みください。なお当日論見書に記載されている課税上の取扱いはあくまでも概要になり、法律の改正も頻繁にございますので、実際の課税の取扱いについては税務専門家にご相談ください。）

時期	項目	税金	納税方法
収益分配時	所得税 および 地方税	個人：普通分配金※ ¹ に対し 10% （所得税 7%、地方税 3%）	源泉徴収（原則申告不要） （申告分離課税・総合課税選択可）
		法人：普通分配金に対し 7% （所得税 7%）	源泉徴収
ご解約時・ 償還時	所得税 および 地方税	個人：譲渡所得等※ ² に対し 10% （所得税 7%、地方税 3%）	申告分離課税
		法人（解約請求時および償還時） ：個別元本超過額に対し 7% （所得税 7%）	源泉徴収

※ 1 普通分配金のほか、非課税扱いの特別分配金が発生する場合があります。詳細については「第二部ファンド情報 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

※ 2 譲渡所得等…上場株式の譲渡益ならびに個人の受益者が支払いを受ける公募株式投資信託の解約時および償還時の差益を通算したものをいいます。

ファンドの収益分配金は、配当控除・益金不算入制度が適用される場合があります。

りそな・小型株ファンド 用語集

本投資信託説明書(交付目論見書)中で使用されている用語等についての簡単な解説です。

運用報告書	ファンドの運用状況を受益者に説明する報告書のことです。計算期間終了時および償還時に作成され、販売会社を通じて受益者の手元に届きます。
解約価額	ファンドの解約時の価額で、基準価額から信託財産留保額を差し引いたものです。信託財産留保額がないファンドについては、基準価額と同じになります。
株式投資信託	課税上、株式を少しでも組み入れることが可能なファンドをいいます。債券や短期金融商品も運用対象となるため、主として債券に投資するファンドや実際には株式を組み入れないファンドも分類されます。また、申込期間の違いにより、単位型と追加型に分類されます。
基準価額	ファンドの純資産総額を受益権総口数で割ったものです。設定当初は1口1円でスタートしますが、運用に応じて価額は変動します。なお、1口1円でスタートするものは便宜上1万口当たりの価額で表示されます。
個別元本方式	受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料は含まれません。）が当該受益権の元本（個別元本）に当たります。受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は追加購入のつど受益権口数で加重平均され算出されます。また、特別分配金を受取った場合は、当該特別分配金を控除した額が、その後の個別元本となります。
収益分配金	ファンドの決算時に収益より支払われる金銭をいいます。当該分配金額を差し引いた（分配落ち）後の基準価額が受益者の個別元本を下回る場合、その下回っている部分は元本の払戻しとみなされ、特別分配金（非課税）となります。同額または個別元本を上回る場合は、全額が普通分配金（課税）となります。なお、分配は行われないこともあります。
純資産総額	ファンドに組み入れられている有価証券等の資産を時価で評価計算し、その合計に未収利息などの資産を加え、未払金などの費用総額を差し引いたもので、ファンドの規模を表します。
償還	ファンドの運用を終了することをいいます。予め決められた日（信託終了日）に運用を終了する満期償還と、信託終了日より前に運用を終了する繰上償還があります。
信託財産留保額	ファンドの解約の際、資金流出のために発生する有価証券の売却手数料などを、解約する受益者に負担してもらい、他の受益者の負担とさせないための費用です。
信託報酬	信託財産の中から委託会社・受託会社・販売会社などに支払われる報酬のことです。
追加型投資信託	ファンド設定後も、いつでも購入のお申込みができるファンドのことで、オープン型投資信託ともいいます。
特別分配金	収益分配金のうち、受益者の購入価額を下回る部分の分配は元本の払戻しとみなされ、特別分配金と呼ばれます。この部分については非課税扱いとなります。
ベンチマーク	ファンドの運用の目標となる指標をいい、運用実績を判断する目安となります。
ポートフォリオ	ファンドが運用対象として保有する株式や公社債などの資産構成および資産全体を指します。

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

りそな・小型株ファンド
(以下、「ファンド」といいます。)

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

単位型・追加型の別 : 追加型

指定格付機関による格付け : 格付けは取得しておりません。

アムンディ・ジャパン株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社とする契約型の追加型証券投資信託の内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

アムンディ・グループについて

■ クレディ・アグリコル S.A.とソシエテ ジェネラルは2009年12月31日付でAmundi(アムンディ)を設立しました。

■ アムンディは、運用資産規模で6,500億ユーロ※1を超え、欧州第3位※2、世界ではトップ・テン※3に入るグローバルプレイヤーの運用会社となります。

■ 世界有数の金融グループである、クレディ・アグリコル S.A.とソシエテ ジェネラル両グループの支援をバックに、「プロダクトの質の向上」、「お客様との信頼関係構築」、「組織の効率化」などにおいて優位性を発揮し、欧州における確固たるトップレベルの運用会社になることを目指します。

※1 アムンディによる試算。(2009年9月末)

※2 インベストメント・ペンション・ヨーロッパによるトップ400社調査。(2009年7月版(数値は2008年12月末))

※3 グローバル・インベスターズによる100社ランキング。(2008年9月版(数値は2008年6月))

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 発行価額の総額

300億円を上限とします。

(4) 発行価格

① 発行価格

取得申込受付日の基準価額※とします。

※ 基準価額とは、信託財産に属する資産を時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、組入有価証券等の値動き等の影響により日々変動します。

② 基準価額の入手方法

ファンドの基準価額については、販売会社または委託会社（後述の「(12) その他 ⑤ その他」をご参照ください。）にお問い合わせください。

また基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます（朝刊のオープン基準価格欄「アムンディ」にて「小型株」の略称で掲載されます。）。なお、基準価額は1万口当たりで表示されます。

(5) 申込手数料

申込手数料は、取得申込受付日の1口当たりの基準価額に取得口数を乗じて得た額に、販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じて得た額とし、取得申込時にご負担いただくものとします。なお、本書作成日現在、この申込手数料率の上限は3.15%（税抜き3.00%）となっております。詳しくは販売会社（販売会社については「(12) その他 ⑤ その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

(6) 申込単位

販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、収益分配金を受け取る「一般コース」と収益分配時に分配金を自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」※があります。各申込コースの詳細は販売会社（販売会社については「(12) その他 ⑤ その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）へお問い合わせください。

※ 「自動けいぞく投資コース」とは、分配金を税引き後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。ただし、販売会社等によっては、自動的に分配金の再投資を行わず、収益の分配が行われたときに分配金を受け取る「定期引出」（販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。）を選択することもできます。

また、販売会社によって取り扱う申込コースの名称および申込単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(7) 申込期間

平成21年12月11日から平成22年12月10日まで※

※ 申込（継続募集）期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 申込取扱場所

ファンドの取得申込みは、販売会社で取り扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社（販売会社については「(12) その他 ⑤ その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

(9) 払込期日

ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。ファンドの取得申込者は、販売会社が定める期日（詳しくは販売会社（販売会社については「(12) その他 ⑤ その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）までに、取得申込総金額※を当該販売会社において支払うものとします。ファンドの振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

※取得申込総金額とは、発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料を加えた金額をいいます。

(10) 払込取扱場所

払込みは、お申込みの販売会社で取り扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社（販売会社については「(12) その他 ⑤ その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

(11) 振替機関に関する事項

ファンドの振替受益権の振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) その他

① 取得申込みの方法

ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。

ファンドの取得申込みには、収益分配金の受取方法により「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあります。「自動けいぞく投資コース」を選択する場合は、販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。

また、販売会社により「投資信託定時定額購入プラン」等を取り扱う場合があります。ご利用に当たっては、販売会社で自動けいぞく投資コースをお申込みのうえ、「投資信託定時定額購入プラン」等に関する取り決めを行う必要があります。また、販売会社等によっては、自動的に収益分配金の再投資を行わず、収益の分配が行われたときに収益分配金を受け取る「定期引出」を取り扱う場合があります。

各申込コース・プラン等の名称は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社（後記⑤のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

取得申込みの受付は、販売会社の毎営業日の午後3時（わが国の金融商品市場（本書において金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「金融商品市場等」といい、金融商品市場等のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場を「金融商品市場」といいます。以下同じ。）の半休日の場合は午前11時）までとします。ただし、所定の時間までに取得申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからの取得のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

② 取得申込受付の中止

委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情がある場合には、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの取消またはその両方を行うことができるものとします。

③ 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

④ 振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）の振替受益権であり、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（ご参考）

◆投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

⑤ その他

委託会社へのお問い合わせ先

お問い合わせは

アムンディ・ジャパン株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

インターネットでのお問い合わせ先: ホームページアドレス: [www. amundi. co. jp](http://www.amundi.co.jp)

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

① ファンドの目的

ファンドは主として国内の小型株を主要投資対象とする「アムンディ・日本小型株マザーファンド」への投資を通して、中長期的な信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。

② ファンドの基本的性格

ファンドは追加型投信／国内／株式に属します。

商品分類については社団法人 投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類し、ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。ファンドの仕組みについては後述の「(2) ファンドの仕組み」をご参照ください。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	MMF MR F E T F	インデックス型 特殊型
		債券 不動産投信 その他資産（ ） 資産複合		
追加型投信	海外 内外			

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっております。

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル	ファミリー ファンド	あり	日経 225	ブル・ベア型
	年 2 回	日本				条件付運用型
		北米			TOPIX	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 ()	年 4 回	欧州				ロング・ショ ート型/絶対 収益追求型
	年 6 回 (隔月)	アジア	ファンド・オブ・ファンズ	なし	その他 ()	
		オセアニア				
		中南米				その他 ()
不動産投信	年 12 回 (毎月)	アフリカ				
その他資産 (投資信託証券 (株式))	日々	中近東 (中東)				
資産複合 ()		エマージング				
資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()					

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産 (投資信託証券 (株式))	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式に投資することを目的とする投資信託を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
年 1 回	目論見書または投資信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいいます。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリー ファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資する旨の記載があるものをいいます。

※商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドにかかる定義（上記網掛け部分）以外の定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

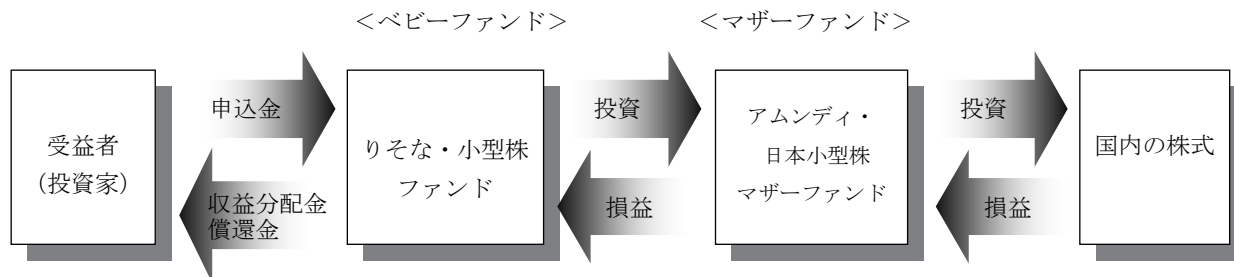
③ 信託金の限度額

信託金の限度額は300億円です。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

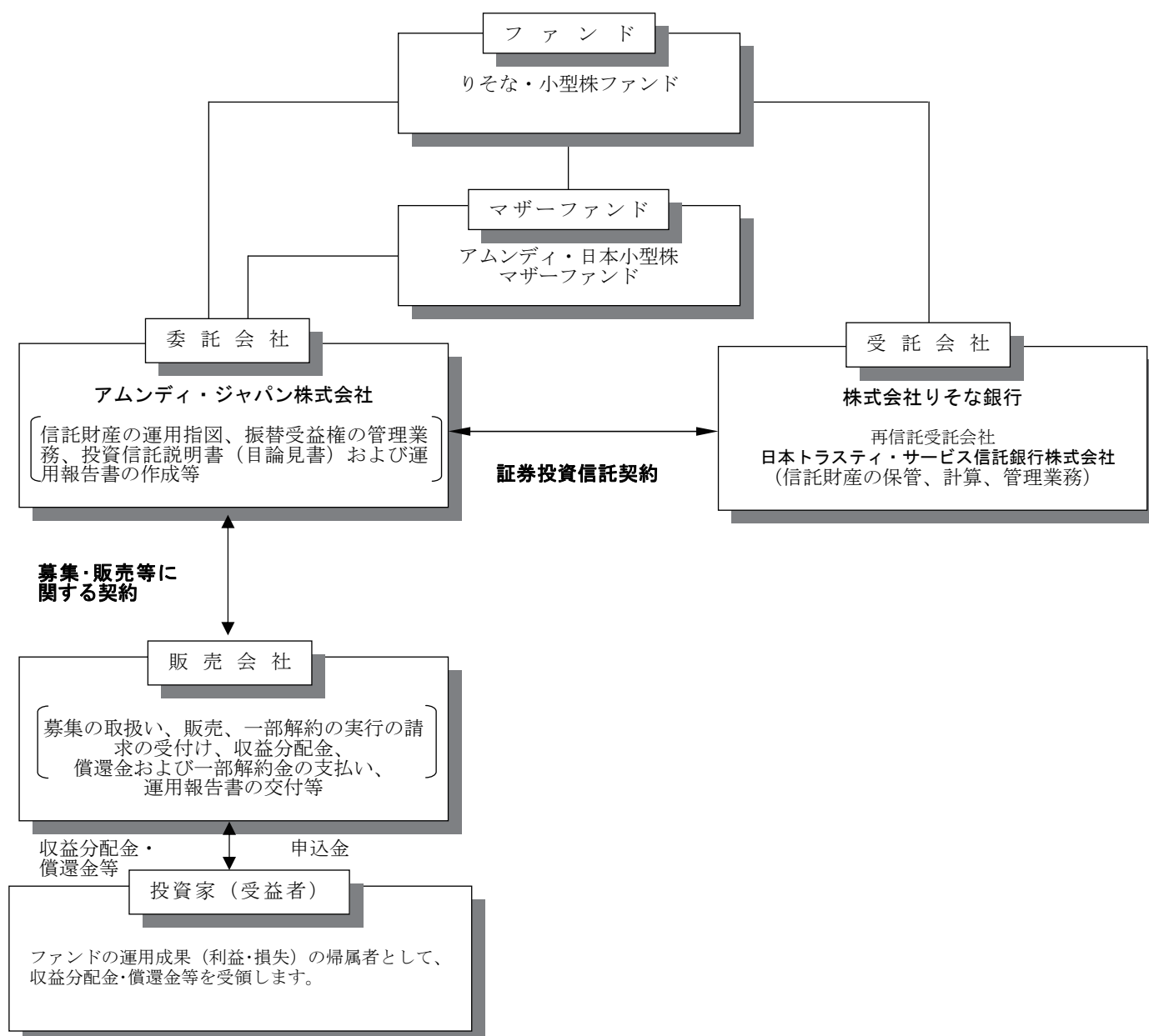
(2) ファンドの仕組み

ファンドの仕組みは、以下の通りです。



ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。

ファンドの関係法人



《各契約の概要》

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
証券投資信託契約 (証券投資信託にかかる信託契約 (信託約款))	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約

委託会社の概況

名 称 等	アムンディ・ジャパン株式会社 (金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長 (金商) 第350号)			
資本の額	12億円			
会 社 の 沿 革	昭和46年11月22日	山一投資カウセリング株式会社設立		
	昭和55年 1月 4日	山一投資カウセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更		
	平成10年 1月28日	ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社 (現アムンディ・ジャパンホールディング株式会社) が主要株主となる		
	平成10年 4月 1日	山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更		
	平成10年11月30日	証券投資信託委託会社の免許取得		
	平成16年 8月 1日	りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更		
	平成19年 9月30日	金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う		
	平成22年 7月 1日	クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更		
大株主 の状況	名 称	住 所	所 有 株 式 数	比 率
	アムンディ・ジャパンホールディング株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号	2,400,000株	100%

(本書作成日現在)

アムンディ・グループについて

- クレディ・アグリコル S.A.とソシエテ ジェネラルは2009年12月31日付でAmundi(アムンディ)を設立しました。
- アムンディは、運用資産規模で6,500億ユーロ※1を超え、欧州第3位※2、世界ではトップ・テン※3に入るグローバルプレーヤーの運用会社となります。
- 世界有数の金融グループである、クレディ・アグリコル S.A.とソシエテ ジェネラル両グループの支援をバックに、「プロダクトの質の向上」、「お客様との信頼関係構築」、「組織の効率化」などにおいて優位性を発揮し、欧州における確固たるトップレベルの運用会社になることを目指します。

※1 アムンディによる試算。(2009年9月末)

※2 インベストメント・ペンション・ヨーロッパによるトップ400社調査。(2009年7月版(数値は2008年12月末))

※3 グローバル・インベスターズによる100社ランキング。(2008年9月版(数値は2008年6月))

2 投資方針

(1) 投資方針

① 運用方針

ファンドは中長期的な信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。

② 投資態度

- (イ) アムンディ・日本小型株マザーファンドへの投資を通じて、国内の小型株に分散投資を行うことにより、積極的に収益の獲得を目指します。このほか、東証一部および東証二部、地方取引所等、店頭市場への上場・登録銘柄に直接投資することがあります。^{*1}
アムンディ・日本小型株マザーファンドの投資対象は東証一部および東証二部、地方取引所等、店頭市場への上場・登録銘柄です。^{*1}
- (ロ) 小型株市場の中から、徹底したファンダメンタル・リサーチ（企業分析）により成長企業を発掘し、バリュエーション分析（割高・割安分析）で銘柄の割安度を総合判断して投資することで、中長期的なキャピタルゲイン（値上がり益）の獲得を目指します。
- (ハ) Russell/Nomura Small Cap Growth インデックス^{*2}をベンチマーク（運用目標）とし、中長期において、ベンチマークを上回ることを目標とします。株式への実質投資割合は、原則として高位とします。
- (ニ) ポートフォリオの構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。
- (ホ) 資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

^{*1} 当該基準については、ファンドに組入れる際に適用するものとします。

^{*2} Russell/Nomura Small Cap Growth インデックスは、Russell/Nomura 日本株インデックスのスタイル別の指数です。Russell/Nomura Total Market インデックスは、わが国の全金融商品取引所上場銘柄および店頭登録銘柄の全時価総額の98%超をカバーしております。このうち、時価総額の下位約15%の銘柄の中でグロース銘柄を対象としてRussell/Nomura Small Cap Growth インデックスが構成されています。

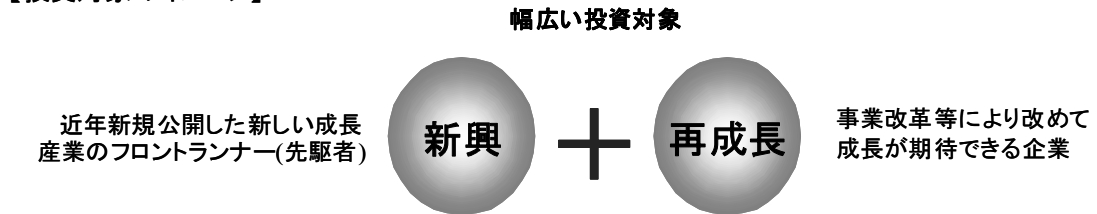
Russell/Nomura Small Cap Growth インデックスは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社及び Russell Investments に帰属します。なお、野村證券株式会社及びRussell Investments は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

③ 運用の特徴

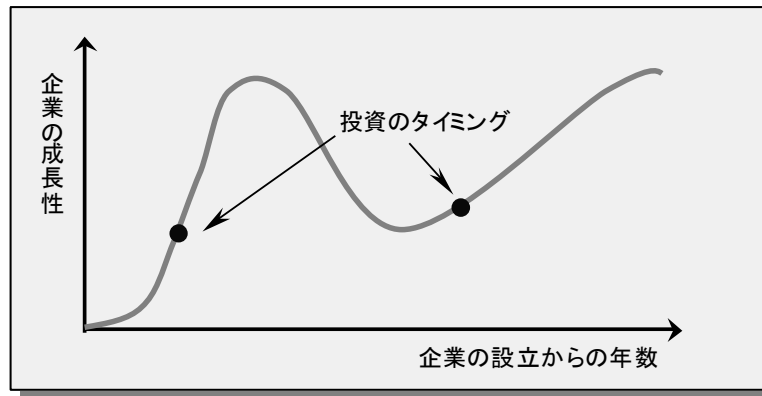
- 企業の様々な成長の機会を捉えます。

新成長産業のフロントランナー（先駆者）となる企業に投資します。また、事業改革等により改めて成長が期待できる企業に投資します。

【投資対象のイメージ】

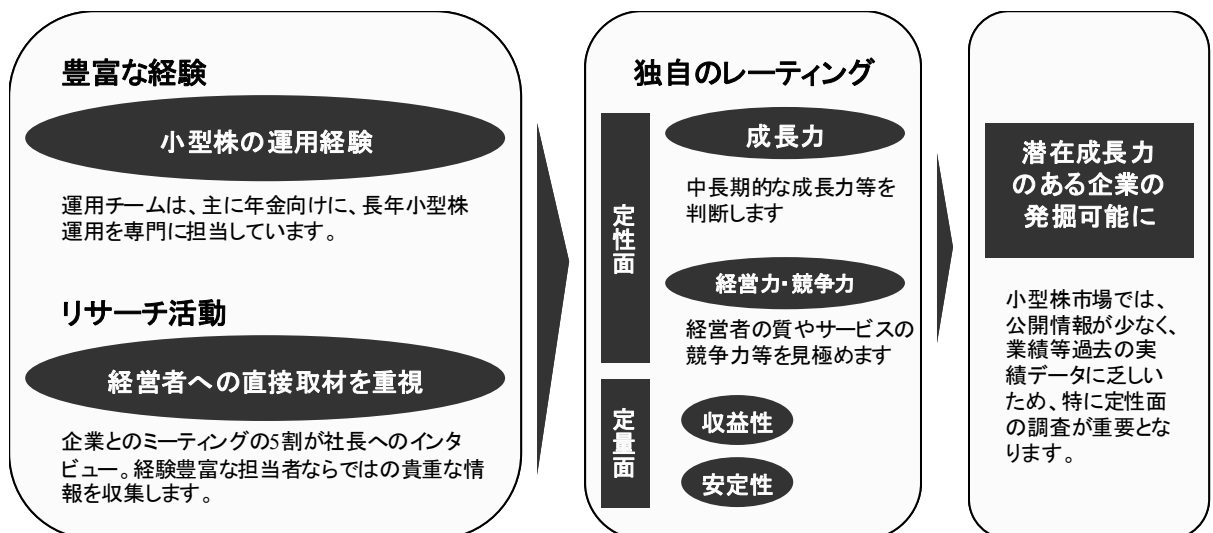


【投資のタイミングのイメージ】



- 銘柄を、小型株運用のスペシャリストが厳選します。

小型株運用に特化した経験豊富な運用チームによるリサーチ活動と独自のレーティング(評価方法)により銘柄を厳選し、割高・割安分析により最適のタイミングで投資します。



(2) 投資対象

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

(イ) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券

2. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいいます。）にかかる権利のうち、次に掲げる権利

- (1) 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (2) 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (3) 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (4) 外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引にかかる権利
- (5) 有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (6) 有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハ及びニに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (7) 有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (8) 金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。）にかかる権利
- (9) 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）にかかる権利（(1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。）

3. 金銭債権

4. 約束手形

(ロ) 次に掲げる前項以外の資産

1. 為替手形

② 投資対象とする有価証券

ファンドは、アムンディ・日本小型株マザーファンドに投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

(a) 株券または新株引受権証書

- (b) 国債証券
- (c) 地方債証券
- (d) 特別の法律により法人の発行する債券
- (e) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- (f) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- (g) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- (h) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- (i) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。）または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- (j) コマーシャル・ペーパー
- (k) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- (l) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- (m) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- (n) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- (o) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- (p) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
- (q) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- (r) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (s) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- (t) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- (u) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、(a)の証券または証書、(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(a)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(b)から(f)までの証券および(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(b)から(f)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、(m)および(n)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

(a) 預金

(b) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

(c) コール・ローン

(d) 手形割引市場において売買される手形

(e) 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

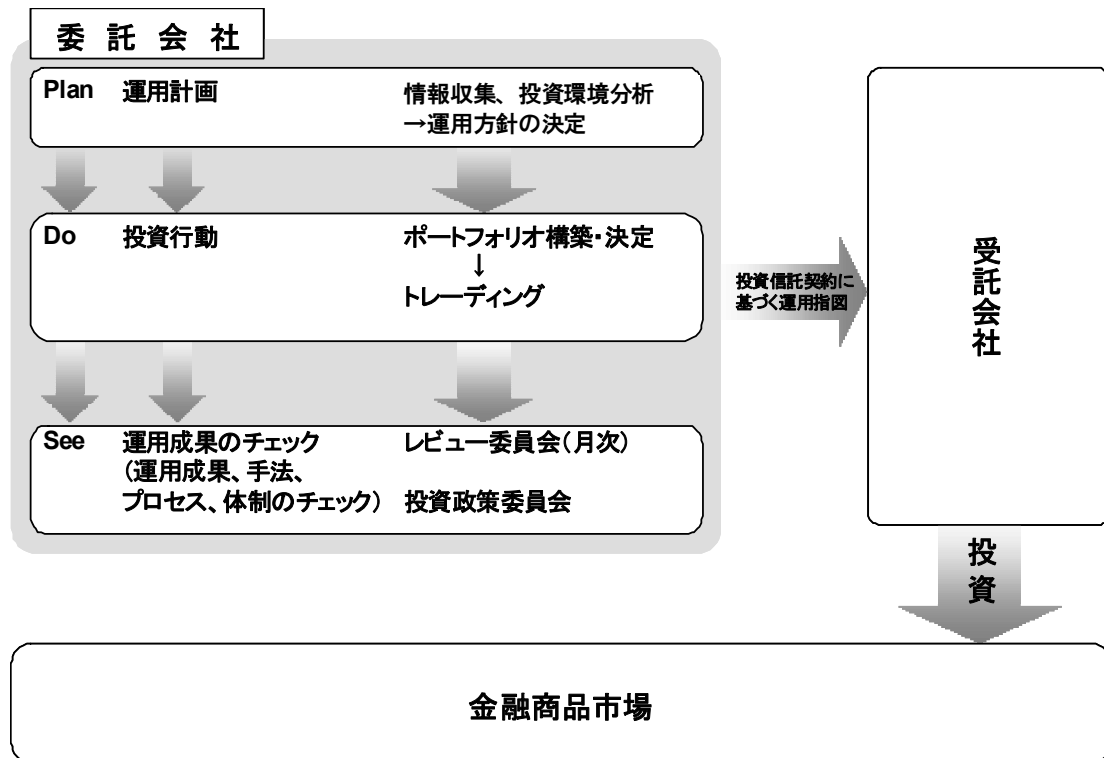
(f) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④ 前記①の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記③の(a)から(f)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

⑤ その他

- 1 信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。
- 2 わが国の金融商品取引所（本書において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ。）における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
- 3 わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことができます。
- 4 わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。
- 5 スワップ取引を行うことができます。なお、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。
- 6 金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことができます。なお、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。
- 7 信託財産に属する株式および公社債を貸し付けることができます。なお、必要と認めたときは、担保の受入れを行うものとします。
- 8 一部解約金の支払資金に不足額が生じたときは、資金借入れをすることができます。

(3) 運用体制



※委託会社の運用体制は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

ファンドの運用組織は以下のとおりとなっております。

運用計画・・・・・・・・運用本部各運用部（15名程度）
投資行動・・・・・・・・運用本部所属ファンド・マネージャー（2名程度）
運用成果のチェック・・レビュー委員会（7名以上）、投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

- ・証券投資信託の運用に関する規則
- ・証券先物取引に関する社内基準
- ・服務規程（ファンド・マネージャー用）
- ・各種業務マニュアル
- ・リスク管理基本規程
- ・コンプライアンス・マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

(4) 分配方針

① 収益分配方針

毎決算時（原則として9月10日）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

(a) 分配対象額

経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(b) 収益分配金額

委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は分配を行わないこともあります。

(c) 収益分配にあてず、信託財産に留保した利益の運用方針

特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

② 収益の分配

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(a) 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

③ 収益分配金の交付

「一般コース」をお申込みの場合は、収益分配金は決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始いたします。なお、「一般コース」の受益者が、支払開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、収益分配金の再投資は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益分配金の手取額をもって、ファンドの買付けを自動的に行います。

(5) 投資制限

① 信託約款に基づく投資制限

- (イ) アムンディ・日本小型株マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- (ロ) 株式への実質投資割合（アムンディ・日本小型株マザーファンド受益証券を通じての投資を含む投資の割合を言います。以下同じ。）には、制限を設けません。
- (ハ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとしします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券に

については、この限りではありません。以上にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

- (ニ) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- (ホ) 投資信託証券（アムンディ・日本小型株マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (ヘ) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- (ト) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (チ) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (リ) 信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とアムンディ・日本小型株マザーファンドに属する当該売付けにかかる建玉の時価総額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ヌ) スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ル) 金利先渡し取引および為替先渡し取引については、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ロ) 信託財産に属する株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。また、公社債の貸付けは貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (ワ) 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

② 法令等に基づく主な投資制限

投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投資信託法」という。）、金融商品取引法等により、次に掲げる取引は制限されます。

(イ) 同一法人の発行する株式の投資制限

投資信託委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において議決をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式について

の議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含みます。)の総数が、当該株式にかかる議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

(ロ) デリバティブ取引にかかる投資制限

投資信託委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ投資信託委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。

＜参考情報＞ アムンディ・日本小型株マザーファンドの運用・投資について

1 運用の基本方針

主として国内の小型株に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。

2 投資方針

(1) 投資対象

東証一部および東証二部、地方取引所等、店頭市場への上場・登録銘柄を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 小型株市場の中から、徹底したファンダメンタル・リサーチ（企業分析）により成長企業を発掘し、バリュエーション分析で銘柄の割安度を総合判断して投資することで、中長期的なキャピタルゲイン（値上がり益）の獲得を目指します。
- ② Russell/Nomura Small Cap Growth インデックスをベンチマーク（運用目標）とし、中期において、ベンチマークを上回ることを目標とします。
- ③ ポートフォリオの構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。
- ④ 資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

3 投資対象

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

(イ) 次に掲げる特定資産

1. 有価証券

2. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいいます。）

にかかる権利のうち、次に掲げる権利

- (1) 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (2) 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるもの

をいいます。以下同じ。)にかかる権利

- (3) 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (4) 外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引にかかる権利
- (5) 有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (6) 有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (7) 有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハ及びニに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (8) 有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (9) 金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。）にかかる権利
- (10) 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）にかかる権利
（(1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。）

3. 金銭債権

4. 約束手形

(ロ) 次に掲げる前項以外の資産

1. 為替手形

② 運用の指図範囲

主として次の有価証券に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定める

ものをいいます。)

9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。）
または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。)
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、1の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、②項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- (a) 預金
- (b) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- (c) コール・ローン
- (d) 手形割引市場において売買される手形
- (e) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (f) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- ④ 前記①の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記③の(a)から(f)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ⑤ 法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

4 投資制限

① 信託約款に基づく投資制限

- 1 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 2 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。以上にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- 3 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- 4 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 5 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- 6 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 7 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 8 信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 9 スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 10 金利先渡し取引および為替先渡し取引については、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 11 信託財産に属する株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。また、公社債の貸付

けは貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

12 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

3 投資リスク

(1) ファンドのリスク

りそな・小型株ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として国内株式など値動きのある有価証券に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、ファンドは金融機関の預金^{*}と異なり、投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。すなわち、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。このように、信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

※預金保険で保護される預金は、保護対象預金のみでかつ定額保護となります。

ファンドの主なリスクは次のとおりです。主に、株式、特に小型株に投資するリスクは①から③、マザーファンドを通して運用するファミリーファンド方式の影響は④となります。

なお、これらはすべてのリスクを網羅したものではなく、記載以外のリスクも存在します。

①価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢等の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下がる要因となります。また、ファンドが実質的に投資する小型株は、株式市場全体の値動きに比べ値動きが大きくなる傾向があり、株式市場全体が下落した場合、その値動き以上に大幅に下落するおそれがあります。その影響を受けファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

②信用リスク

株式の発行会社が倒産した場合または発行会社の倒産が予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、株価が大幅に下落することがあります（ゼロになる場合もあります）。また、ファンドが実質的に投資する小型株は、その発行会社の財務基盤が大型株の発行会社に比べ見劣りする場合があります、信用リスクが大型株に比べ高くなる場合があります。こうした影響を受けファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

③流動性リスク

短期間で大量の解約があった場合または大口の解約を受けた場合、解約資金の手当てのために有価証券を市場で売却した結果、市場にインパクトを与えることがあります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。また、ファンドが実質的に投資する小型株は、市場規模や取引量が比較的小さいため、市場実勢から期待される価格で売買できない場合があります。また、投資対象の取引量の縮小により流動性の低い銘柄の価格が著しく低下することがあります。こうした影響を受け、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

④ファミリーファンド方式による影響

ファミリーファンド方式では、複数のベビーファンドが同一マザーファンドに投資する可能性があるため、ファンドが他のベビーファンドによる設定・解約の影響を受け、基準価額が変動する場合があります。

投資信託と預貯金者・投資者等保護制度との関係について

投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

(2) リスク管理体制

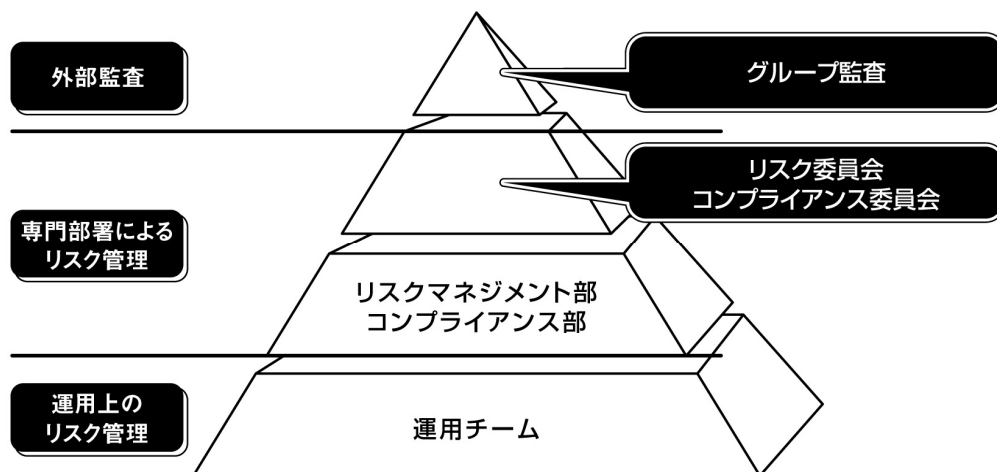
アムンディ・ジャパン株式会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行っております。

運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にリスク委員会に報告しております。

運用リスクの管理

リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理しており、定期的にリスク委員会に報告しております。また、コンプライアンス部が運用にかかる社内規程、関連法規の遵守を徹底しており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じております。



ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

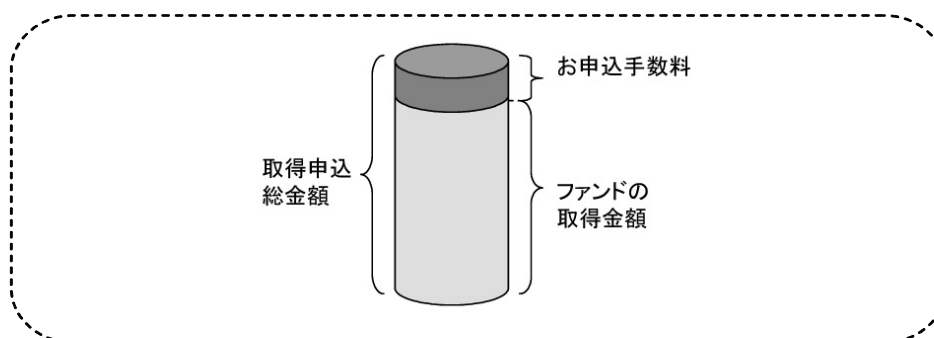
4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に取得口数を乗じて得た額に、販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じて得た額とし、取得申込時にご負担いただくものとします。

なお、本書作成日現在、お申込手数料の上限は、3.15%（税抜き3.00%）となっております。また、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。

＜取得申込時にお支払いいただく金額＞



販売会社が個別に定める申込手数料率についての詳細は、販売会社（販売会社については下記のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

お問い合わせは

アムンディ・ジャパン株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

インターネットでのお問い合わせ先: ホームページアドレス: www.amundi.co.jp

(2) 換金（解約）手数料

換金（解約）手数料はありません。

(3) 信託報酬等

- ① 信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率1.785%（税抜き1.700%）を乗じて得た額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。
- ② 信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。また、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに、信託財産から支弁します。信託報酬の配分は以下の通りとします。また、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん信託財産から収受した後、販売会社ごとの純資産総額に応じて支払います。

委託会社	販売会社	受託会社
0.840% (税抜き0.80%)以内	0.840% (税抜き0.80%)	0.105% (税抜き0.10%)

(4) その他の手数料等

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書、運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
- ② 委託会社は、前記①に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。この場合、委託会社は信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中にあらかじめ定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ③ 前記②において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期間末日または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。
- ④ 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。このほかに、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等およびコール取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の金融商品取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

(5) 課税上の取扱い

① 個人の受益者に対する課税

○収益分配金のうち課税扱い（配当所得）となる普通分配金における源泉徴収の税率は、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となり、原則として、確定申告は不要です。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税を選択することができます。

○解約時および償還時における差益は譲渡所得とみなして課税され、税率は、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）となり（特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、原則として、確定申告は不要となります。）、平成24年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

※ 確定申告により、申告分離課税を選択した場合、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます。）と上場株式等の譲渡損益との損益通算をすることが可能です。

※ ファンドは、配当控除は適用される場合があります。

② 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約請求時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税）、平成24年1月1日からは15%（所得税）の税率で源泉徴収されます（地方税の源泉徴収はありません。）。

※ ファンドは、益金不算入制度が適用されます。

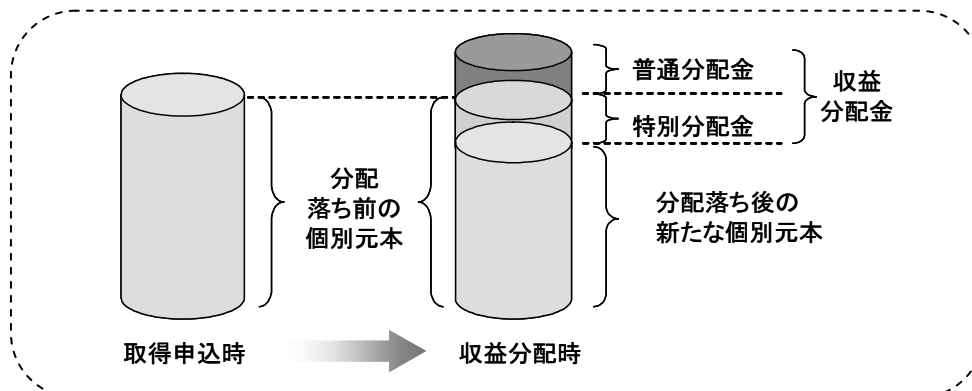
③ 個別元本について

- 1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）に当たります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 振替受益権については振替受益権ごとに同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあり、両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金※を控除した額が、その後の個別元本となります。

※「特別分配金」については、下記「④収益分配金の課税について」をご参照ください。

④ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、収益分配金から前記特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



※ 上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

- ◇ 税法が改正された場合等には、前記「(5) 課税上の取扱い」の他、本書における税制等に関する記載内容が変更されることがあります。
- ◇ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家にご確認ください。

5 運用状況

(1) 投資状況

(平成22年4月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
S G 日本小型株マザーファンド受益証券	日本	5,359,901,779	100.16
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		△8,487,664	△0.16
合計（純資産総額）		5,351,414,115	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

《参考》 S G 日本小型株マザーファンドの投資状況

(平成22年4月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	10,524,075,200	97.93
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		222,862,101	2.07
合計（純資産総額）		10,746,937,301	100.00

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

銘柄	口数	簿価 単価 (円)	簿価 (円)	評価 単価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
S G 日本小型株マザーファンド受益証券	7,619,991,156	0.6783	5,168,640,002	0.7034	5,359,901,779	100.16

（注1）全1銘柄

（注2）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率であります。

（注3）単価は1口当たりを表示しています。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

《参考》 S G 日本小型株マザーファンドの投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

(平成22年4月末日現在)

国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	帳簿価額		時価評価額		投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
日本	株式	ユニプレス	輸送用機器	201,800	1,343.46	271,112,005	1,376.00	277,676,800	2.58
日本	株式	メルコホールディングス	電気機器	101,500	1,784.68	181,145,115	2,628.00	266,742,000	2.48
日本	株式	エムスリー	サービス業	762	312,917.33	238,443,011	341,500.00	260,223,000	2.42
日本	株式	テイ・エス テック	輸送用機器	128,000	1,717.33	219,818,580	1,985.00	254,080,000	2.36
日本	株式	シスメックス	電気機器	44,700	4,307.08	192,526,625	5,650.00	252,555,000	2.35
日本	株式	第一精工	電気機器	72,200	4,215.38	304,350,821	3,315.00	239,343,000	2.23
日本	株式	キヤノン電子	電気機器	97,500	1,943.44	189,486,077	2,449.00	238,777,500	2.22
日本	株式	エムティーアイ	情報・通信業	1,339	214,777.37	287,586,910	166,600.00	223,077,400	2.08
日本	株式	黒田電気	卸売業	154,100	1,313.66	202,436,201	1,429.00	220,208,900	2.05
日本	株式	ミスミグループ本社	卸売業	114,500	1,596.87	182,842,212	1,876.00	214,802,000	2.00
日本	株式	沢井製薬	医薬品	29,600	5,357.20	158,573,293	7,190.00	212,824,000	1.98
日本	株式	日本発條	金属製品	226,000	776.96	175,592,960	909.00	205,434,000	1.91
日本	株式	カカココム	サービス業	574	336,333.29	193,055,314	355,000.00	203,770,000	1.90
日本	株式	メッセージ	サービス業	1,008	187,953.75	189,457,387	201,900.00	203,515,200	1.89
日本	株式	リンテック	その他製品	112,300	1,844.61	207,149,869	1,799.00	202,027,700	1.88
日本	株式	中国塗料	化学	282,000	621.80	175,347,620	706.00	199,092,000	1.85
日本	株式	イオンディライト	サービス業	109,100	1,305.26	142,404,787	1,820.00	198,562,000	1.85
日本	株式	マクロミル	情報・通信業	1,410	137,597.70	194,012,757	140,200.00	197,682,000	1.84
日本	株式	メイコー	電気機器	96,500	2,118.67	204,452,057	2,016.00	194,544,000	1.81
日本	株式	ケーズホールディングス	小売業	77,300	2,401.36	185,625,128	2,501.00	193,327,300	1.80
日本	株式	野村不動産ホールディングス	不動産業	111,500	1,545.17	172,287,032	1,671.00	186,316,500	1.73
日本	株式	あさひ	小売業	128,800	1,603.11	206,480,568	1,441.00	185,600,800	1.73
日本	株式	ザップラス	情報・通信業	1,256	172,242.14	216,336,130	145,500.00	182,748,000	1.70
日本	株式	イーピーエス	サービス業	769	187,421.54	144,127,168	229,500.00	176,485,500	1.64
日本	株式	トリドール	小売業	911	181,329.79	165,191,441	187,800.00	171,085,800	1.59
日本	株式	ツルハホールディングス	小売業	50,200	3,474.54	174,422,072	3,385.00	169,927,000	1.58
日本	株式	エフピコ	化学	39,000	4,476.35	174,577,706	4,330.00	168,870,000	1.57
日本	株式	メガチップス	電気機器	121,700	1,911.01	232,570,521	1,387.00	168,797,900	1.57
日本	株式	日本マイクロニクス	電気機器	109,500	1,509.91	165,336,202	1,525.00	166,987,500	1.55
日本	株式	ティーガイア	情報・通信業	1,074	161,559.64	173,515,061	155,000.00	166,470,000	1.55

(注1) 上位30銘柄

(注2) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価評価額比率です。

業種別投資比率

	業種	投資比率 (%)		業種	投資比率 (%)
1	電気機器	16.90	12	陸運業	2.14
2	小売業	13.27	13	ガラス・土石製品	2.07
3	サービス業	12.28	14	金属製品	1.91
4	情報・通信業	11.39	15	機械	1.17
5	卸売業	7.74	16	食料品	1.16
6	輸送用機器	6.89	17	証券、商品先物取引業	1.09
7	化学	5.74	18	銀行業	0.81
8	不動産業	3.85	19	鉄鋼	0.59
9	医薬品	3.62	20	パルプ・紙	0.34
10	精密機器	2.43	21	建設業	0.25
11	その他製品	2.29		合計額	97.93

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する各業種の時価評価額の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

	純資産総額 (百万円)	1 万口当たり基準価額 (円)
第 1 期計算期間末日 (平成 1 7 年 9 月 1 2 日)	3, 593 (3, 757)	10, 938 (11, 438)
第 2 期計算期間末日 (平成 1 8 年 9 月 1 1 日)	8, 539 (9, 285)	11, 001 (11, 961)
第 3 期計算期間末日 (平成 1 9 年 9 月 1 0 日)	8, 518 (8, 518)	7, 329 (7, 329)
第 4 期計算期間末日 (平成 2 0 年 9 月 1 0 日)	6, 007 (6, 007)	5, 072 (5, 072)
第 5 期計算期間末日 (平成 2 1 年 9 月 1 0 日)	6, 084 (6, 084)	5, 413 (5, 413)
第 6 期中間計算期間末日 (平成 2 2 年 3 月 1 0 日)	5, 046 (5, 046)	5, 026 (5, 026)
平成 2 1 年 4 月末	4, 674	4, 007
5 月末	5, 133	4, 462
6 月末	5, 579	4, 905
7 月末	5, 839	5, 139
8 月末	6, 073	5, 383
9 月末	5, 916	5, 286
1 0 月末	5, 724	5, 199
1 1 月末	5, 187	4, 841
1 2 月末	5, 299	5, 037
平成 2 2 年 1 月末	5, 241	5, 051
2 月末	5, 031	4, 970
3 月末	5, 188	5, 245
4 月末	5, 351	5, 548

(注) カッコ内の数字は分配付きの金額を表しています。

② 分配の推移

計算期間	1万口当たり分配金(税引前)(円)
第1期計算期間(平成16年9月1日～平成17年9月12日)	500
第2期計算期間(平成17年9月13日～平成18年9月11日)	960
第3期計算期間(平成18年9月12日～平成19年9月10日)	0
第4期計算期間(平成19年9月11日～平成20年9月10日)	0
第5期計算期間(平成20年9月11日～平成21年9月10日)	0

③ 収益率の推移

計算期間	収益率 (%)
第1期計算期間(平成16年9月1日～平成17年9月12日)	14. 38
第2期計算期間(平成17年9月13日～平成18年9月11日)	9. 35
第3期計算期間(平成18年9月12日～平成19年9月10日)	△33. 38
第4期計算期間(平成19年9月11日～平成20年9月10日)	△30. 80
第5期計算期間(平成20年9月11日～平成21年9月10日)	6. 72
第6期中間計算期間(平成21年9月11日～平成22年3月10日)	△ 7. 15

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。第 1 期の場合は当該計算期間の期初の基準価額（当初 1 万口当たり 10,000 円）。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいいます。

6 手続等の概要

(1) 申込（販売）手続等

- ① 販売会社は、販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。

ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対し取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。取得申込みの取扱いは、営業日の午後3時（わが国の金融商品市場の半休日は午前11時）までに申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎて行われる申込みは翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

- ② ファンドの価額は、取得申込受付日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日算出されます。詳しくは「**7 管理及び運営 資産の評価**」をご参照ください。

- ③ 収益分配金の受取方法により、収益分配金を受け取る「一般コース」と収益分配時に分配金を自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」※があります。各申込コースの最低申込口数および申込単位は販売会社が定める単位とします。

※ 「自動けいぞく投資コース」とは、分配金を税引き後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。ただし、販売会社等によっては、自動的に分配金の再投資を行わず、収益の分配が行われたときに分配金を受け取る「定期引出」（販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。）を選択することもできます。申込単位は販売会社が定める単位とします。

詳しくは販売会社（販売会社については下記のお問い合わせ先にご照会ください。）へお問い合わせください。

お問い合わせは

アムンディ・ジャパン株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

インターネットでのお問い合わせ先: ホームページアドレス: www.amundi.co.jp

- ④ 取得申込時には申込手数料をご負担いただくものとします。ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。
- ⑤ 委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情がある場合には、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの取消しを行うことができるものとします。

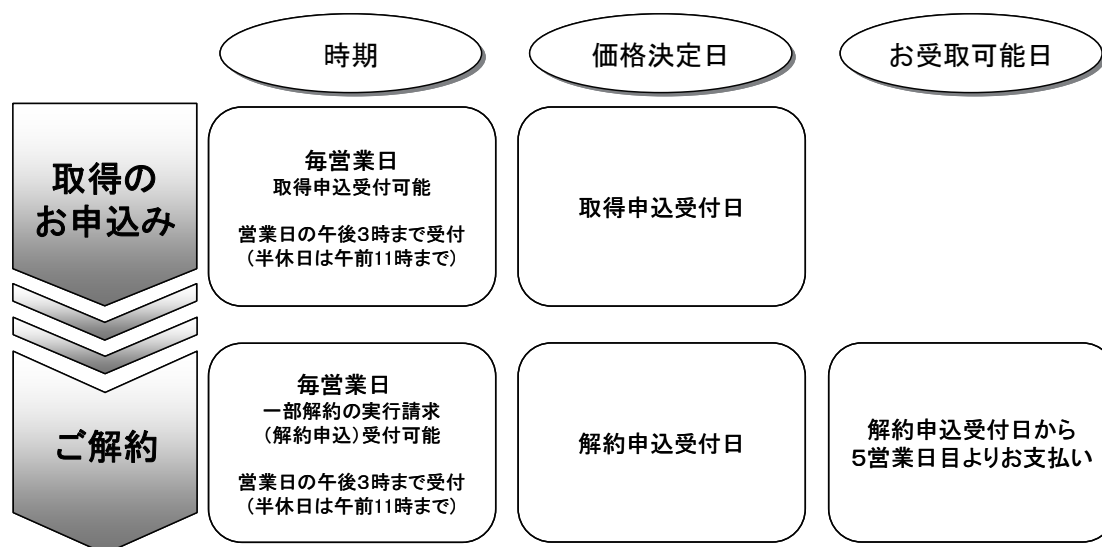
(2) 換金（解約）手続等

- ① 換金の請求を行う受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、販売会社が定める解約単位をもって一部解約の実行の請求（以下、「解約請求」といいます。）を行うことで換金ができます。ただし、販売会社によって取り扱う各申込コースの名称および解約単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

解約請求は、委託会社の指定する販売会社で、午後3時（わが国の金融商品市場の半休日の場合には午前11時）まで受け付けます。なお、午後3時（わが国の金融商品市場の半休日の場合には午前11時）を過ぎてからのご請求は翌営業日の取扱いとなります。

- ② 解約価額は、解約請求の申込みを受け付けた日の基準価額とします。なお、手取額は、受益者の解約請求の申込みを受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。換金（解約）手数料はありません。
- ③ 解約請求が1件当たり5億円を超える場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の

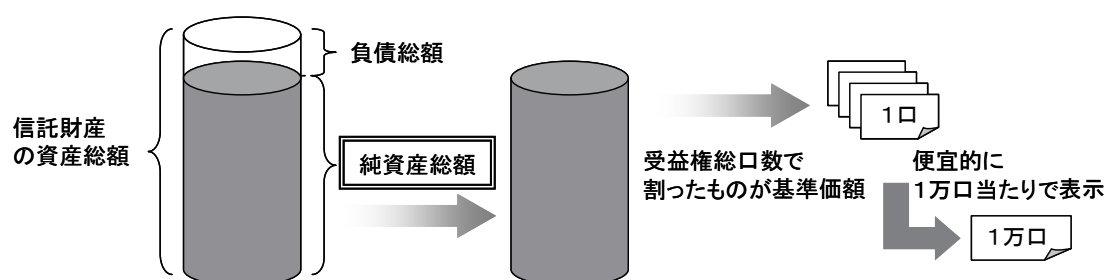
停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を制限または停止することおよび既に受付けた申込みを取り消すことができます。



7 管理及び運営の概要

資産の評価 <基準価額の算定>

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。



お問い合わせは

アムンディ・ジャパン株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

インターネットでのお問い合わせ先: ホームページアドレス: www.amundi.co.jp

追加信託金等の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当初の追加信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。

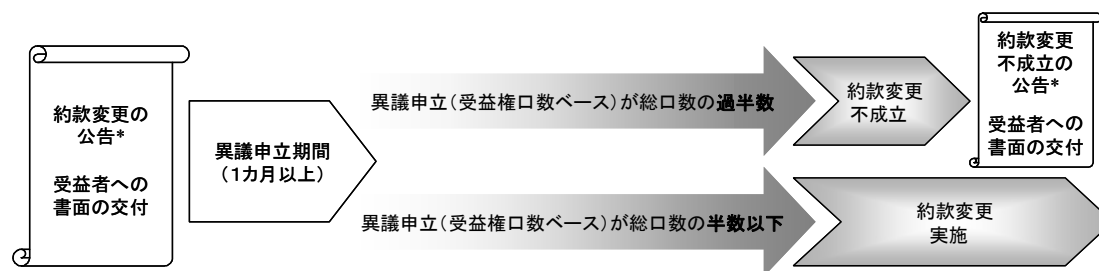
収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金^{※1}は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等^{※2}に応じて計算されるものとします。

※1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

※2「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

- | | |
|----------------|--|
| 信託期間 | 原則として無期限です。
※ただし、信託期間中に信託契約を終了させる場合があります。詳細は後記「信託の終了」をご覧ください。 |
| 計算期間 | 原則として毎年9月11日から翌年9月10日までとします。
※ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、翌営業日とします。 |
| 信託約款の変更 | <p>(a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。</p> <p>(b) 委託会社は、(a)の変更事項の内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p> <p>(c) (b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内（1カ月以上）に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。</p> <p>(d) (c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。</p> <p>信託約款の変更をしない場合は、変更しない旨およびその理由を公告し、当該事項を記載した書面を受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p> |

<信託約款の変更の内容が重大なものである場合の手続>



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

- (e) (c)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、指定販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

信託の終了
(信託契約
の解約)

- (a) 委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合には、あらかじめ、監督官庁に届け出ます。

- A 信託契約を解約することが受益者に有利であると認めたとき
- B やむを得ない事情が発生したとき
- C 信託契約の一部を解約することにより、受益権口数に基準価額を乗じた純資産総額が5億円を下回ることとなったとき

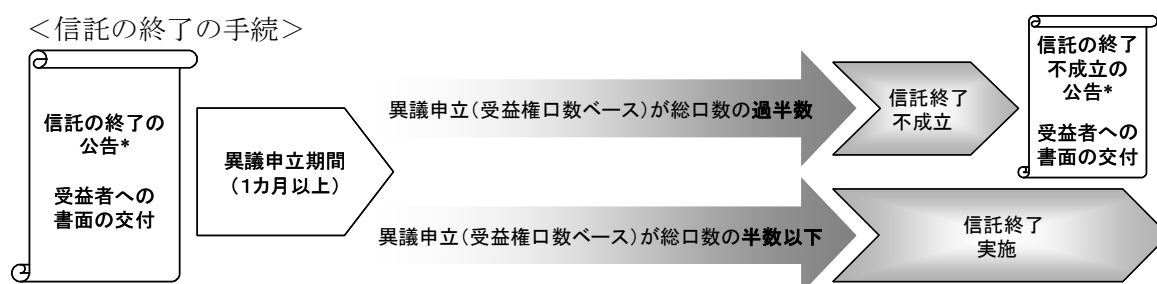
これらの場合、委託会社は、前述の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、その旨を記載した書面を受益者に交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

この公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内（1カ月以上）に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

そして、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。

信託契約の解約をしない場合は、解約しない旨およびその理由を公告し、当該事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

<信託の終了の手続>



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

(b) (a) の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、指定販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(c) 委託会社は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

A 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき

B 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき

C 監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき

※監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、前記「信託約款の変更 (d)」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

運用報告書 毎決算後および償還時に、期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社より送付します。

公告 日本経済新聞に掲載します。

開示 ファンドの有価証券報告書を計算期間の終了後 3 カ月以内および半期報告書を計算期間の最初の 6 カ月経過後 3 カ月以内に提出します。また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム (E D I N E T) によって提出されており、同庁が提供するホームページ (<http://info.edinet-fsa.go.jp/>) にて閲覧することができます。

第2 財務ハイライト情報

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号及び平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、第4期計算期間（平成19年9月11日から平成20年9月10日まで）については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により内閣府令第50号改正前及び内閣府令第80号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第5期計算期間（平成20年9月11日から平成21年9月10日まで）については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により内閣府令第50号改正前及び内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成19年8月9日付内閣府令第61号及び平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第4期計算期間（平成19年9月11日から平成20年9月10日まで）については内閣府令第61号附則第3条により内閣府令第61号改正前及び内閣府令第35号改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第5期計算期間（平成20年9月11日から平成21年9月10日まで）については内閣府令第61号改正後及び内閣府令第35号附則第16条第2項により、内閣府令第35号改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ここに表示する財務諸表（「貸借対照表」および「損益及び剰余金計算書」）は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」（投資信託説明書（請求目論見書））から抜粋して記載しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間（平成19年9月11日から平成20年9月10日まで）及び第5期計算期間（平成20年9月11日から平成21年9月10日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けており、その証明にかかる監査報告書は当該財務諸表に添付されております。

りそな・小型株ファンド

1 貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	第4期 (平成20年9月10日現在)	第5期 (平成21年9月10日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		59,519,184	19,302,491
親投資信託受益証券		6,023,921,924	6,124,597,613
未収入金		—	15,000,000
未収利息		652	26
流動資産合計		6,083,441,760	6,158,900,130
資産合計		6,083,441,760	6,158,900,130
負債の部			
流動負債			
未払解約金		13,078,124	27,082,315
未払受託者報酬		3,657,295	2,763,682
未払委託者報酬		58,516,562	44,218,882
その他未払費用		731,394	552,672
流動負債合計		75,983,375	74,617,551
負債合計		75,983,375	74,617,551
純資産の部			
元本等			
元本		11,843,836,254	11,239,838,631
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△5,836,377,869	△5,155,556,052
(分配準備積立金)		513,303	84,601,869
元本等合計		6,007,458,385	6,084,282,579
純資産合計		6,007,458,385	6,084,282,579
負債純資産合計		6,083,441,760	6,158,900,130

2 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科 目	期 別	第4期	第5期
		自 平成19年9月11日 至 平成20年9月10日	自 平成20年9月11日 至 平成21年9月10日
		金 額	金 額
営業収益			
受取利息		345,001	38,820
有価証券売買等損益		△2,648,680,848	440,675,689
営業収益合計		△2,648,335,847	440,714,509
営業費用			
受託者報酬		8,189,410	5,254,599
委託者報酬		131,030,297	84,073,515
その他費用		1,637,762	1,050,795
営業費用合計		140,857,469	90,378,909
営業利益又は営業損失（△）		△2,789,193,316	350,335,600
経常利益又は経常損失（△）		△2,789,193,316	350,335,600
当期純利益又は当期純損失（△）		△2,789,193,316	350,335,600
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		△96,199,363	△68,415,695
期首剰余金又は期首欠損金（△）		△3,104,809,438	△5,836,377,869
剰余金増加額又は欠損金減少額		392,267,594	681,654,364
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		392,267,594	681,654,364
剰余金減少額又は欠損金増加額		430,842,072	419,583,842
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		430,842,072	419,583,842
分配金		—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△5,836,377,869	△5,155,556,052

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	第4期	第5期
	自 平成19年9月11日 至 平成20年9月10日	自 平成20年9月11日 至 平成21年9月10日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3. その他	当ファンドの計算期間は平成 19年9月11日から平成20年9月10 日までとなっております。	当ファンドの計算期間は平成 20年9月11日から平成21年9月10 日までとなっております。

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)(以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、第5期中間計算期間(平成20年9月11日から平成21年3月10日まで)及び第6期中間計算期間(平成21年9月11日から平成22年3月10日まで)について同内閣府令附則第4条第1項第1号により、改正前の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第5期中間計算期間(平成20年9月11日から平成21年3月10日まで)については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第6期中間計算期間(平成21年9月11日から平成22年3月10日まで)については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ここに表示する中間財務諸表(「中間貸借対照表」および「中間損益及び剰余金計算書」)は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」(投資信託説明書(請求目論見書))から抜粋して記載しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期中間計算期間(平成20年9月11日から平成21年3月10日まで)及び第6期中間計算期間(平成21年9月11日から平成22年3月10日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けており、その証明にかかる当該中間監査報告書は当該中間財務諸表に添付されております。

りそな・小型株ファンド

(1) 中間貸借対照表

(単位：円)

期 別	第5期中間計算期間末 (平成21年3月10日現在)	第6期中間計算期間末 (平成22年3月10日現在)
科 目	金 額	金 額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	17,646,628	8,542,537
親投資信託受益証券	4,167,572,343	5,102,814,372
未収利息	24	11
流動資産合計	4,185,218,995	5,111,356,920
資産合計	4,185,218,995	5,111,356,920
負債の部		
流動負債		
未払解約金	465,033	14,459,934
未払受託者報酬	2,490,917	2,821,450
未払委託者報酬	39,854,633	45,143,084
その他未払費用	498,123	2,093,700
流動負債合計	43,308,706	64,518,168
負債合計	43,308,706	64,518,168
純資産の部		
元本等		
元本	11,695,387,737	10,042,353,125
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	△7,553,477,448	△4,995,514,373
(分配準備積立金)	497,789	74,907,777
元本等合計	4,141,910,289	5,046,838,752
純資産合計	4,141,910,289	5,046,838,752
負債純資産合計	4,185,218,995	5,111,356,920

(2) 中間損益及び剰余金計算書

(単位：円)

期 別 科 目	第5期中間計算期間 自 平成20年9月11日 至 平成21年3月10日	第6期中間計算期間 自 平成21年9月11日 至 平成22年3月10日
	金 額	金 額
営業収益		
受取利息	32,828	1,735
有価証券売買等損益	△1,766,349,581	△386,783,241
営業収益合計	△1,766,316,753	△386,781,506
営業費用		
受託者報酬	2,490,917	2,821,450
委託者報酬	39,854,633	45,143,084
その他費用	498,123	2,093,700
営業費用合計	42,843,673	50,058,234
営業損失（△）	△1,809,160,426	△436,839,740
経常損失（△）	△1,809,160,426	△436,839,740
中間純損失（△）	△1,809,160,426	△436,839,740
一部解約に伴う中間純損失金額の 分配額（△）	△35,965,525	△50,641,992
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△5,836,377,869	△5,155,556,052
剰余金増加額又は欠損金減少額	178,827,836	593,980,846
中間一部解約に伴う剰余金増加 額又は欠損金減少額	178,827,836	593,980,846
剰余金減少額又は欠損金増加額	122,732,514	47,741,419
中間追加信託に伴う剰余金減少 額又は欠損金増加額	122,732,514	47,741,419
分配金	—	—
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△7,553,477,448	△4,995,514,373

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	第5期中間計算期間 自 平成20年9月11日 至 平成21年3月10日	第6期中間計算期間 自 平成21年9月11日 至 平成22年3月10日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3. その他	当ファンドの計算期間は平成20年9月11日から平成21年9月10日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は平成20年9月11日から平成21年3月10日までとなっております。	当ファンドの計算期間は平成21年9月11日から平成22年9月10日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は平成21年9月11日から平成22年3月10日までとなっております。

第3 内国投資信託受益証券事務の概要

1 受益者に対する特典

該当事項はありません。

2 受益証券名義書換えの事務等

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

3 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その帰属する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の帰属する受益権の口数の減少および譲受人に帰属する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

7 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金

の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4 ファンドの詳細情報の項目

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」（投資信託説明書（請求目論見書））の記載項目は以下の通りです。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

(2) 保管

(3) 信託期間

(4) 計算期間

(5) その他

2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

1 財務諸表

(1) 貸借対照表

(2) 損益及び剰余金計算書

(3) 注記表

(4) 附属明細表

2 ファンドの現況

純資産額計算書

第5 設定及び解約の実績

りそな・小型株ファンド 約款

運用の基本方針

約款第16条に基づき、委託者の定める運用の基本方針はつぎのものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、中長期的な信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方針

(1) 投資対象

アムンディ・日本小型株マザーファンド受益証券（以下「親投資信託受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。このほか、東証一部および東証二部、地方取引所等、店頭市場への上場・登録銘柄に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

- ① 親投資信託受益証券への投資を通して、国内の小型株に分散投資を行うことにより、積極的に収益の獲得を目指します。
- ② 小型株市場の中から、徹底したファンダメンタル・リサーチにより成長企業を発掘し、バリュエーション分析で銘柄の割安度を総合判断して投資することで、中長期的なキャピタルゲインの獲得を目指します。
- ③ Russell/Nomura Small Cap Growth インデックスをベンチマークとし、中長期において、ベンチマークを上回ることを目標とします。
- ④ ポートフォリオの構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。
- ⑤ 非株式（株式以外の資産）への実質投資割合（親投資信託を通じての投資を含む投資の割合をいいます。以下同じ。）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。
- ⑥ 資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

(3) 投資制限

- ① 親投資信託受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ④ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑦ 投資信託証券（親投資信託を除く）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

- ⑧ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

3. 収益分配方針

毎決算時（原則として9月10日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託

りそな・小型株ファンド 約 款

【信託の種類、委託者および受託者】

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、アムンディ・ジャパン株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。
- ② この信託は、信託財産に属する財産についての對抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的、金額および信託金の限度額】

- 第2条 委託者は、金3,452,107,831円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金300億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができるものとします。

【信託期間】

- 第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第45条、第50条第2項の規定による信託終了日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

- 第4条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項に定める公募により行われます。

【受益権の分割および再分割】

- 第5条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については3,452,107,831口とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

【当初の受益者】

- 第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益

者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第5条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第25条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

【信託日時異なる受益権の内容】

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第9条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第5条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振

替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位、価額および手数料】

第11条 指定販売会社は、第5条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位をもって取得の申し込みに応ずることができるものとします。最低申込口数および申込単位は、委託者の指定する登録金融機関が個別に定めることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる1口当りの受益権の価額は、1円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の場合の手数料の額は、指定販売会社がそれぞれ定めるものとします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、受益者が第41条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第35条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げ

られると委託者が合理的に判断する場合、または金融商品市場（この約款において、金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「金融商品市場等」といい、金融商品市場等のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場を「金融商品市場」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことができます。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第14条 この信託において投資の対象とする資産は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

1. 有価証券
2. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいいます。）にかかる権利のうち、次に掲げる権利
 - (1) 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
 - (2) 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
 - (3) 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
 - (4) 外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引にかか

る権利

- (5) 有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (6) 有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハ及びニに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (7) 有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (8) 金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。）にかかる権利
- (9) 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）にかかる権利（(1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。）

3. 金銭債権

4. 約束手形

② 次に掲げる前項以外の資産

1. 為替手形

【運用の指図範囲】

第15条 委託者は、信託金を、主としてアムンディ・ジャパン株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結されたアムンディ・日本小型株マザーファンド受益証券（以下「親投資信託」といいます。）および第1号から第22号までの有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。）または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予

約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りまゝ。）
20. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第1号から第6号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（親投資信託を除きます。以下同じ。）の時価総額と親投資信託に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投

資の指図をしません。

- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑦ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

【受託者の自己または利害関係人等との取引】

第15条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第26条において同じ。）、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

- ② 前項の取扱いは、第19条から第23条ならびに第30条から第32条における委託者の指図による取引についても同様とします。

【運用の基本方針】

第16条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第17条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（この約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

【同一銘柄の株式等への投資制限】

第18条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。ただ

し、有価証券の値上がり等により100分の20を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。
- ③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額と親投資信託に属する当該同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。
- ④ 前3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【先物取引等の運用指図】

- 第19条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避し、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
- ② 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避し、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 - ③ 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避し、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図】

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図】

- 第21条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
 - ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

- 第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【信用取引の指図範囲】

- 第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額と親投資信託に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第24条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

- 第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 - ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

【信託業務の委任等】

- 第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のため必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【有価証券の保管】

第27条 （削除）

【混蔵寄託】

第28条 金融機関および金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

- 第29条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券売却等の指図】

第30条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第31条 委託者は、前条の規定による親投資信託受益証券一部解約の代金および有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

- 第32条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、

資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- ③ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

【損益の帰属】

第33条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第34条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第35条 この信託の計算期間は、毎年9月11日から翌年9月10日までとすることを原則とします。ただし、第1期の計算期間は平成16年9月1日から平成17年9月12日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第36条 受託者は、毎決算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務の諸費用】

第37条 信託財産に関する租税、信託事務に要する諸費用（監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。

- ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

- ④ 第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、第35条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。

【信託報酬の額および支弁の方法】

第38条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第35条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の170の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日および各計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産から支弁します。

【収益の分配方式】

第39条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責】

第40条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第41条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第41条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第41条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内

の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第42条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。なお、これらの場合における1口当たりの取得価額は原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- ③ あらかじめ、前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を中止することを申し出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了日から起算して5営業日目から受益者に支払います。
- ④ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）受益者に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。
- ⑤ 一部解約金は、第43条第1項の受益者の請求を交付した日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑥ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる

収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

- ⑧ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第42条 受益者が、収益分配金について第41条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第41条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第43条 受益者（指定販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。
- ⑤ 一部解約の実行の請求が1件当たり5億円を超える場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを制限または停止することおよび既に受付けた申込みを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基

準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載又は記録の受益権の取り扱い】

第44条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第45条 委託者は、次の場合においては、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

1. 信託契約を解約することが受益者に有利であると認めたとき
 2. やむを得ない事情が発生したとき
 3. 信託契約の一部を解約することにより、受益権口数に基準価額を乗じた純資産総額が5億円を下回るようになったとき
- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が1カ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- ⑦ 委託者は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
1. 委託者が解散したとき、または業務を廃止したとき
 2. 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき
 3. 監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき
- ⑧ 委託者は、前項により信託契約を解約するときは、第2項の規定にしたがいます。ただし、前項第1号および第2号により解約するときは、第2項ただし書きの適用はないものとします。

【信託約款の変更】

第46条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託

者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第1項から第5項の規定にしたがいます。

【反対者の買取請求権】

第47条 第45条に規定する信託契約の解約または第46条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第45条第3項または第46条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する登録金融機関を通じ受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の場合の取扱いは、受託者、委託者および委託者の指定する登録金融機関が協議の上、決定するものとします。

【委託者および受託者の業務引継】

第48条 監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

- ② 監督官庁が、この信託契約に関する受託者の業務を他の信託会社または信託業務を営む銀行に引き継ぐことを命じたときは、委託者と当該信託会社または銀行との間においてこの信託を存続させることができます。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第49条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第50条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求す

ることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第46条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【公告】

第51条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

【付則】

第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第10条、第12条から第16条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成16年9月1日（信託契約締結日）

委託者 ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

受託者 リソナ信託銀行株式会社

Amundi

ASSET MANAGEMENT
アムンディ アセットマネジメント

Amundi

ASSET MANAGEMENT
アムンディ アセットマネジメント

りそな・小型株ファンド

追加型投信／国内／株式

投資信託説明書
(請求目論見書)
2010年7月

このファンドは課税上、株式投資信託として取り扱われます。

アムンディ・ジャパン株式会社

1. 「りそな・小型株ファンド」の募集については、委託会社は金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成21年12月10日に関東財務局長に提出しており、平成21年12月11日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成22年6月10日および平成22年7月1日に関東財務局長に提出しております。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。
3. 「りそな・小型株ファンド」の価額は、ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。ファンドは元本が保証されているものではありません。

＜お知らせ＞

委託会社は、平成22年7月1日付で、商号を「ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社」から「アムンディ・ジャパン株式会社」に変更いたしました。

またファンドの主要投資対象である「SG 日本小型株マザーファンド」を「アムンディ・日本小型株マザーファンド」にファンド名変更しております。

なお、同日以前の記載内容につきましては、変更前の委託会社の商号およびファンド名を使用しております。

有価証券届出書の表紙記載項目

有価証券届出書提出日	平成21年12月10日
発 行 者 名	アムンディ・ジャパン株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 クリスチャン・ロメイヤー
本店の所在の場所	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	りそな・小型株ファンド
募集内国投資信託受益証券の金額	継続募集額：上限 300億円
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません

目次

第1 ファンドの沿革	1
第2 手続等	1
1 申込（販売）手続等	1
2 換金（解約）手続等	2
第3 管理及び運営	3
1 資産管理等の概要	3
2 受益者の権利等	7
第4 ファンドの経理状況	9
1 財務諸表	12
2 ファンドの現況	30
第5 設定及び解約の実績	30

第1 ファンドの沿革

平成16年9月1日 ファンドの信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

- (1) 販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、取得申込みの取扱いは、営業日の午後3時（わが国の金融商品市場の半休日は午前11時）までに申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎて行われる申込みは翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。
- (2) ファンドの価額は、取得申込受付日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。詳しくは「**第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価**」をご参照ください。
- (3) 申込口数および申込単位は、販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、収益分配金を受け取る「一般コース」と収益分配時に分配金を自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」※があります。各申込コースの詳細は販売会社（販売会社については「**第一部 証券情報 (12) その他 ⑤ その他**」のお問い合わせ先にご照会ください。）へお問い合わせください。

※ 「自動けいぞく投資コース」とは、分配金を税引き後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。ただし、販売会社等によっては、自動的に分配金の再投資を行わず、収益の分配が行われたときに分配金を受け取る「定期引出」（販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。）を選択することもできます。

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択された場合、収益分配金を再投資する際は1口単位からの買い付けが可能となります。収益分配金を再投資する際は、税引き後の収益分配金をもって、原則として各計算期間終了日の基準価額で再投資します。

また、販売会社によって取り扱う申込コースの名称および申込単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

お問い合わせは

アムンディ・ジャパン株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

インターネットでのお問い合わせ先: ホームページアドレス: [www. amundi. co. jp](http://www.amundi.co.jp)

- (4) 取得申込時には申込手数料をご負担いただくものとします。ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。
- (5) 委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情がある場合には、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの取り消しまたはその両方を行うことができるものとします。

2 換金（解約）手続等

- (1) 換金の請求を行う受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、販売会社が定める解約単位をもって一部解約の実行の請求（以下、「解約請求」といいます。）を行うことで換金ができます。ただし、販売会社によって取り扱う各申込コースの名称および解約単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。解約請求は、販売会社で、営業日の午後3時（わが国の金融商品市場の半休日は午前11時）までに申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。なお、これを過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。
- (2) 解約の価額は、解約の請求の申込みを受け付けた日の基準価額とします。なお、手取額は、受益者の解約請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。換金（解約）手数料はありません。
- (3) 受益者が、解約の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (4) 委託会社は、解約の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- (5) 解約の請求が1件当たり5億円を超える場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の請求の受付けを制限または中止することおよび既に受付けた申込みを取り消すことができます。
- (6) 前記(5)により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付けの中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該ファンドの解約の価額は、当該一部解約の実行の受付けの中止を解除

した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして前記(2)の規定に準じて算出した価額とします。

- (7) 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

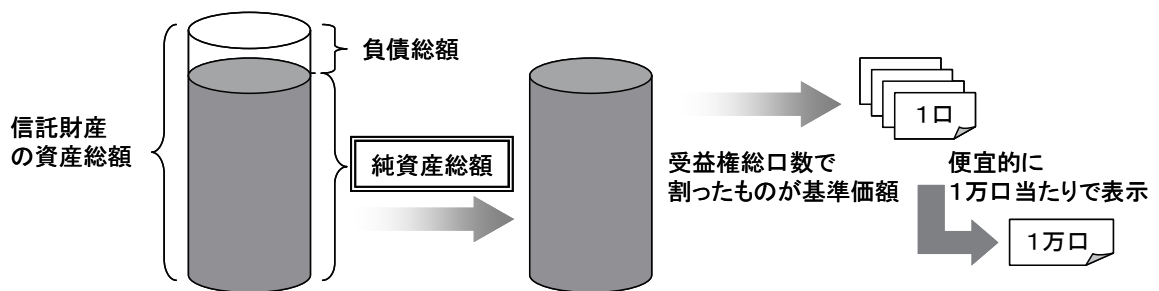
第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

① 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。



② 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日計算されます。基準価額につきましては、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。お問い合わせ先につきましては、「**第2 手続等 1 申込（販売）手続等**」をご参照ください。

また基準価額は原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞に掲載されます。朝刊のオープン基準価格欄 [アムンディ] にて「小型株」の略称にて掲載されます。なお、基準価額は1万口当たりで表示されます。

③ 追加信託金の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金^{※1}は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等^{※2}に応じて計算されるものとします。

※1 「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

※2 「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整

されるものとします。

(2) 保管

該当事項はありません。

(3) 信託期間

ファンドの信託期間は、原則として無期限です。ただし、信託期間中に後記「(5) その他 ⑥ 信託の終了 (信託契約の解約)」に該当する事項が生じた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、一定の適切な措置を講じた上で、この信託契約を終了させることができます。

(4) 計算期間

- ① この信託の計算期間は、原則として毎年9月11日から翌年9月10日までとします。
- ② 前記①にかかわらず、前記①の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) その他

① 償還金

償還金は、信託終了日から後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目）からお支払いします。

② 信託約款の変更

(イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託会社は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる、知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ハ) 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記されます。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。

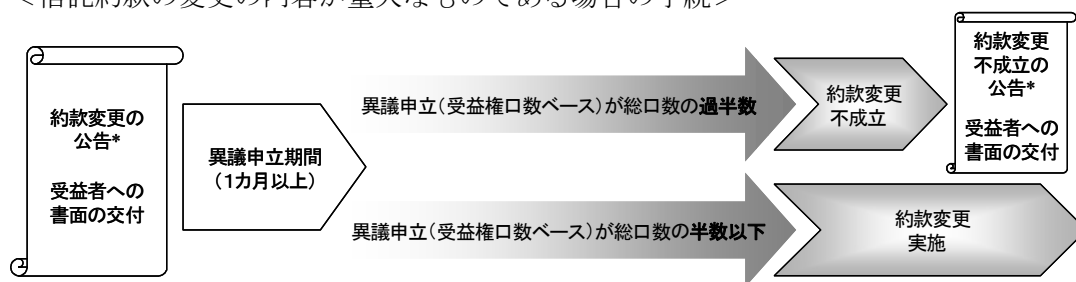
(ニ) 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、この信託約款の変更をしません。

この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ホ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、(イ)から(ニ)の規定にしたがいます。

(ヘ) 前記(ハ)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

<信託約款の変更の内容が重大なものである場合の手続>



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

③ 関係法人との契約の更改等に関する手続

委託会社と販売会社との間で締結する販売契約において、当該契約書において定められた事項に変更の必要があると認められた場合、疑義を生じた場合、または当該契約に定めのない事項が生じたときは、そのつど、委託会社と販売会社が協議のうえ、決定します。また、有効期間は当初1カ年とし、期間満了の3カ月前までに委託会社または販売会社のいずれからでも別段の意思表示のない時は、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

④ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益会社は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

⑤ 運用報告書の作成

委託会社は「投資信託及び投資法人に関する法律」の定めるところにより、毎期決算後および償還時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、あらかじめ申出を受けた受益者の住所に販売会社より送付します。

⑥ 信託の終了（信託契約の解約）

(イ) 委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- A 信託契約を解約することが受益者に有利であると認めたとき
- B やむを得ない事情が発生したとき
- C 信託契約の一部を解約することにより、受益権口数に基準価額を乗じた純資産総額が5億円を下回ることとなったとき

これらの場合、委託会社は、前述の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

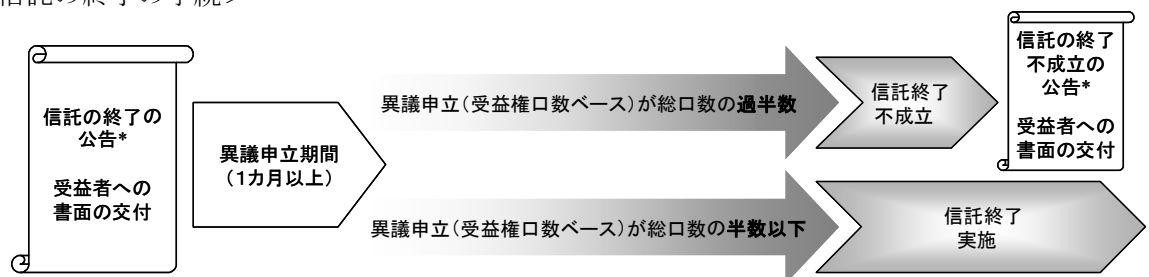
この公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異

議を述べるべき旨が付記されます。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。そして、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、信託契約の解約をしません。

この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- (ロ) (イ) の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

<信託の終了の手続>



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

- (ハ) 委託会社は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- A 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき
- B 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき
- C 監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき

※ 監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

- (ニ) 前期「④ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い」において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑦ その他

- (イ) 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

- (ロ) ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書を計算期間終了後3カ月以内および半期報告書を計算期間の最初の6カ月経過後3カ月以内に提出します。また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム（EDINET）によって提出されており、同庁が提供するホームページ（<http://info.edinet-fsa.go.jp/>）にて閲覧することができます。

- (ハ) 受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2 受益者の権利等

①この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

②受託会社は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については支払開始日の前日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

③収益分配金に対する請求権

1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金に対してその持分に応じて請求する権利を有します。

2) 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、信託約款に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配交付票と引き換えに受益者に支払います。

3) 前記2)の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を指定販売会社に交付されます。この場合、委託会社の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとしします。当該申込により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、信託約款の規定により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定に準じて受益者に支払います。

4) 前記3)の規定にかかわらず、あらかじめ分配金を定期的に引出せる「投資信託定期引出」を選択された受益者に対しては、再投資を行わず分配金を支払います。

5) 前記に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとしします。

④償還金に対する請求権

1) 受益者は、償還金に対してその持分に応じて請求する権利を有します。

2) 償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目）までに、信託終了日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払いを開始します。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと

引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

3) 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

⑤換金に関する請求権

受益者は、帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより当該受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法については、「**第2 手続等 2 換金（解約）手続等**」をご参照ください。

⑥収益分配金および償還金の時効

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

第4 ファンドの経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号及び平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、第4期計算期間（平成19年9月11日から平成20年9月10日まで）については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により内閣府令第50号改正前及び内閣府令第80号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第5期計算期間（平成20年9月11日から平成21年9月10日まで）については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により内閣府令第50号改正前及び内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成19年8月9日付内閣府令第61号及び平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第4期計算期間（平成19年9月11日から平成20年9月10日まで）については内閣府令第61号附則第3条により内閣府令第61号改正前及び内閣府令第35号改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第5期計算期間（平成20年9月11日から平成21年9月10日まで）については内閣府令第61号改正後及び内閣府令第35号附則第16条第2項により、内閣府令第35号改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間（平成19年9月11日から平成20年9月10日まで）及び第5期計算期間（平成20年9月11日から平成21年9月10日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成20年11月7日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

高尾 幸治



指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

亀井 純子



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・小型株ファンドの平成19年9月11日から平成20年9月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・小型株ファンドの平成20年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成21年11月2日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

岩部 俊夫 

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

亀井 純子 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・小型株ファンドの平成20年9月11日から平成21年9月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・小型株ファンドの平成21年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 財務諸表

りそな・小型株ファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	第4期 (平成20年9月10日現在)	第5期 (平成21年9月10日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		59,519,184	19,302,491
親投資信託受益証券		6,023,921,924	6,124,597,613
未収入金		—	15,000,000
未収利息		652	26
流動資産合計		6,083,441,760	6,158,900,130
資産合計		6,083,441,760	6,158,900,130
負債の部			
流動負債			
未払解約金		13,078,124	27,082,315
未払受託者報酬		3,657,295	2,763,682
未払委託者報酬		58,516,562	44,218,882
その他未払費用		731,394	552,672
流動負債合計		75,983,375	74,617,551
負債合計		75,983,375	74,617,551
純資産の部			
元本等			
元本		11,843,836,254	11,239,838,631
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		△5,836,377,869	△5,155,556,052
(分配準備積立金)		513,303	84,601,869
元本等合計		6,007,458,385	6,084,282,579
純資産合計		6,007,458,385	6,084,282,579
負債純資産合計		6,083,441,760	6,158,900,130

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

期 別 科 目	第4期 自 平成19年9月11日 至 平成20年9月10日	第5期 自 平成20年9月11日 至 平成21年9月10日
	金 額	金 額
営業収益		
受取利息	345,001	38,820
有価証券売買等損益	△2,648,680,848	440,675,689
営業収益合計	△2,648,335,847	440,714,509
営業費用		
受託者報酬	8,189,410	5,254,599
委託者報酬	131,030,297	84,073,515
その他費用	1,637,762	1,050,795
営業費用合計	140,857,469	90,378,909
営業利益又は営業損失（△）	△2,789,193,316	350,335,600
経常利益又は経常損失（△）	△2,789,193,316	350,335,600
当期純利益又は当期純損失（△）	△2,789,193,316	350,335,600
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△96,199,363	△68,415,695
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△3,104,809,438	△5,836,377,869
剰余金増加額又は欠損金減少額	392,267,594	681,654,364
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	392,267,594	681,654,364
剰余金減少額又は欠損金増加額	430,842,072	419,583,842
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	430,842,072	419,583,842
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△5,836,377,869	△5,155,556,052

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	第4期 自 平成19年9月11日 至 平成20年9月10日	第5期 自 平成20年9月11日 至 平成21年9月10日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3. その他	当ファンドの計算期間は平成 19年9月11日から平成20年9月10 日までとなっております。	当ファンドの計算期間は平成 20年9月11日から平成21年9月10 日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第4期 (平成20年9月10日現在)	第5期 (平成21年9月10日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 11, 843, 836, 254口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 11, 239, 838, 631口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10 号に規定する額 元本の欠損 5, 836, 377, 869円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10 号に規定する額 元本の欠損 5, 155, 556, 052円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資 産の額 1口当たり純資産額 0. 5072円 (10, 000口当たり純資産額 5, 072円)	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資 産の額 1口当たり純資産額 0. 5413円 (10, 000口当たり純資産額 5, 413円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第4期 自 平成19年9月11日 至 平成20年9月10日	第5期 自 平成20年9月11日 至 平成21年9月10日
分配金の計算過程 該当事項はありません。	分配金の計算過程 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第4期（自 平成19年9月11日 至 平成20年9月10日）

該当事項はありません。

第5期（自 平成20年9月11日 至 平成21年9月10日）

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

第4期（自 平成19年9月11日 至 平成20年9月10日）

該当事項はありません。

第5期（自 平成20年9月11日 至 平成21年9月10日）

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第4期 自 平成19年9月11日 至 平成20年9月10日		第5期 自 平成20年9月11日 至 平成21年9月10日	
期首元本額	11,623,688,473円	期首元本額	11,843,836,254円
期中追加設定元本額	1,711,360,324円	期中追加設定元本額	772,499,474円
期中一部解約元本額	1,491,212,543円	期中一部解約元本額	1,376,497,097円

2. 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種 類	第4期 自 平成19年9月11日 至 平成20年9月10日		第5期 自 平成20年9月11日 至 平成21年9月10日	
	貸借対照表計上額 (円)	損益に含まれた 評価差額(円)	貸借対照表計上額 (円)	損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託 受益証券	6,023,921,924	△2,574,919,970	6,124,597,613	499,322,199
合 計	6,023,921,924	△2,574,919,970	6,124,597,613	499,322,199

3. デリバティブ取引関係

第4期（自 平成19年9月11日 至 平成20年9月10日）

該当事項はありません。

第5期（自 平成20年9月11日 至 平成21年9月10日）

該当事項はありません。

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成21年9月10日現在)

種類	銘柄	口 数(口)	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	S G 日本小型株マザーファンド	9,029,334,532	6,124,597,613	
小 計	銘柄数：1		6,124,597,613	
	組入時価比率：100.7%		100%	
合 計			6,124,597,613	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考

ＳＧ 日本小型株マザーファンド

当ファンドは「ＳＧ 日本小型株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

1 「ＳＧ 日本小型株マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科 目	対象年月日	(平成21年9月10日現在)
		金 額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		203, 570, 957
株式		8, 646, 901, 660
未収入金		93, 296, 927
未収配当金		5, 751, 300
未収利息		278
流動資産合計		8, 949, 521, 122
資産合計		8, 949, 521, 122
負債の部		
流動負債		
未払金		65, 407, 751
未払解約金		15, 000, 000
流動負債合計		80, 407, 751
負債合計		80, 407, 751
純資産の部		
元本等		
元本		
元本		13, 076, 067, 182
剰余金		
欠損金		4, 206, 953, 811
純資産合計		8, 869, 113, 371
負債・純資産合計		8, 949, 521, 122

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	自 平成20年9月11日 至 平成21年9月10日
1. 運用資産の評価基準 及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(その他の注記)

(平成21年9月10日現在)	
1. 期首	平成20年9月11日
期首元本額	11,498,611,925円
期首より平成21年9月10日までの期中追加設定元本額	2,693,647,454円
期首より平成21年9月10日までの期中一部解約元本額	1,116,192,197円
期末元本額	13,076,067,182円
期末元本額の内訳※	
りそな・小型株ファンド	9,029,334,532円
S G 年金向け小型株ファンド（適格機関投資家専用）	3,642,250,829円
りそな・S G 収益分配型日本株ファンド（隔月決算型）	375,996,618円
S G 日本小型株V A（適格機関投資家専用）	28,485,203円
2. 元本の欠損の額	4,206,953,811円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.6783円
(10,000口当たり純資産額)	6,783円)

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(平成21年9月10日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
			単価	金額	
日本円	ダイセキ環境ソリューション	173	163,000.00	28,199,000	
	住友林業	130,800	760.00	99,408,000	
	ニチレイ	339,000	378.00	128,142,000	
	わらべや日洋	70,600	1,179.00	83,237,400	
	レンゴー	109,000	574.00	62,566,000	
	中国塗料	223,000	616.00	137,368,000	
	メック	139,200	660.00	91,872,000	
	日本高純度化学	107	350,000.00	37,450,000	
	J S P	45,300	860.00	38,958,000	
	エフピコ	38,000	4,560.00	173,280,000	
	参天製薬	28,600	3,160.00	90,376,000	
	ツムラ	44,600	3,150.00	140,490,000	
	沢井製薬	25,300	5,330.00	134,849,000	
	住友大阪セメント	666,000	184.00	122,544,000	
	フジミインコーポレーテッド	69,900	1,467.00	102,543,300	
	大同特殊鋼	133,000	368.00	48,944,000	
	日本発條	186,000	758.00	140,988,000	
	東芝機械	107,000	338.00	36,166,000	
	オーエム製作所	105,000	328.00	34,440,000	
	第一精工	45,800	4,570.00	209,306,000	
	メルコホールディングス	93,400	1,822.00	170,174,800	
	アクセル	53,900	3,870.00	208,593,000	
	ローランド ディー. ジー.	20,600	1,335.00	27,501,000	
	日本光電工業	44,600	1,542.00	68,773,200	
	シスメックス	45,300	4,110.00	186,183,000	
	日本マイクロニクス	63,300	1,560.00	98,748,000	
	メガチップス	103,200	2,080.00	214,656,000	
	オプテックス	38,600	1,135.00	43,811,000	
	レーザーテック	39,200	918.00	35,985,600	
	キャノン電子	24,000	1,662.00	39,888,000	
	ユニプレス	137,800	1,332.00	183,549,600	
	名村造船所	237,700	595.00	141,431,500	
	テイ・エス テック	95,900	1,703.00	163,317,700	
	朝日インテック	47,300	1,498.00	70,855,400	
	日本電産コパル	53,900	1,217.00	65,596,300	
	日本写真印刷	21,300	4,910.00	104,583,000	
	ビジョン	22,600	3,570.00	80,682,000	
	リンテック	95,200	1,852.00	176,310,400	
	ハマキョウレックス	23,300	2,580.00	60,114,000	
	山九	446,000	418.00	186,428,000	
	システムプロ	470	43,700.00	20,539,000	
	三井情報	2,358	17,870.00	42,137,460	
	マクロミル	852	134,500.00	114,594,000	
	日立システムアンドサービス	60,600	2,155.00	130,593,000	
	ティーガイア	972	161,400.00	156,880,800	
	ザッパラス	1,065	177,400.00	188,931,000	
	インターネットイニシアティブ	251	211,000.00	52,961,000	
	ソネットエンタテインメント	246	176,400.00	43,394,400	
	ワークスアプリケーションズ	200	64,500.00	12,900,000	
	フューチャーアーキテクト	2,408	39,650.00	95,477,200	

通貨	銘柄	株式数	評価額（円）		備考
			単価	金額	
	エムティーアイ	832	240,000.00	199,680,000	
	黒田電気	94,500	1,300.00	122,850,000	
	マクニカ	49,300	1,530.00	75,429,000	
	岩谷産業	446,000	278.00	123,988,000	
	住金物産	459,000	209.00	95,931,000	
	エービーシー・マート	45,300	2,700.00	122,310,000	
	ポイント	27,170	5,690.00	154,597,300	
	ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	286	363,000.00	103,818,000	
	M o n o t a R O	67,900	1,695.00	115,090,500	
	クリエイトSDホールディングス	70,600	2,190.00	154,614,000	
	あさひ	64,600	3,290.00	212,534,000	
	ツルハホールディングス	42,600	3,530.00	150,378,000	
	トリドール	292	194,300.00	56,735,600	
	西松屋チェーン	36,600	874.00	31,988,400	
	ケーズホールディングス	65,900	2,890.00	190,451,000	
	セブン銀行	260	233,000.00	60,580,000	
	京葉銀行	133,000	486.00	64,638,000	
	カブドットコム証券	1,258	113,900.00	143,286,200	
	岩井証券	42,600	812.00	34,591,200	
	野村不動産ホールディングス	64,500	1,684.00	108,618,000	
	ヒューリック	190,400	706.00	134,422,400	
	パーク24	47,300	993.00	46,968,900	
	ネクスト	739	142,700.00	105,455,300	
	カカコム	360	332,000.00	119,520,000	
	メッセージ	979	183,500.00	179,646,500	
	ソネット・エムスリー	426	303,000.00	129,078,000	
	ぐるなび	779	222,900.00	173,639,100	
	イーピーエス	326	375,000.00	122,250,000	
	共立メンテナンス	41,900	1,538.00	64,442,200	
	イオンディライト	92,500	1,326.00	122,655,000	
小計	銘柄数：80			8,646,901,660	
	組入時価比率：97.5%			100%	
合計				8,646,901,660	

（注）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

（2）株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)(以下「中間財務諸表等規則」という。))ならびに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。))に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、第5期中間計算期間(平成20年9月11日から平成21年3月10日まで)及び第6期中間計算期間(平成21年9月11日から平成22年3月10日まで)について同内閣府令附則第4条第1項第1号により、改正前の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第5期中間計算期間(平成20年9月11日から平成21年3月10日まで)については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第6期中間計算期間(平成21年9月11日から平成22年3月10日まで)については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期中間計算期間(平成20年9月11日から平成21年3月10日まで)及び第6期中間計算期間(平成21年9月11日から平成22年3月10日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年5月8日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

高尾 幸治



指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

亀井 純子



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・小型株ファンドの平成20年9月11日から平成21年3月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、りそな・小型株ファンドの平成21年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成20年9月11日から平成21年3月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の中間監査報告書

平成22年4月30日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

岩部俊夫 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

亀井純子 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・小型株ファンドの平成21年9月11日から平成22年3月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、りそな・小型株ファンドの平成22年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成21年9月11日から平成22年3月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

りそな・小型株ファンド

(1) 中間貸借対照表

(単位：円)

期 別	第 5 期中間計算期間末 (平成 21 年 3 月 10 日現在)	第 6 期中間計算期間末 (平成 22 年 3 月 10 日現在)
科 目	金 額	金 額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	17,646,628	8,542,537
親投資信託受益証券	4,167,572,343	5,102,814,372
未収利息	24	11
流動資産合計	4,185,218,995	5,111,356,920
資産合計	4,185,218,995	5,111,356,920
負債の部		
流動負債		
未払解約金	465,033	14,459,934
未払受託者報酬	2,490,917	2,821,450
未払委託者報酬	39,854,633	45,143,084
その他未払費用	498,123	2,093,700
流動負債合計	43,308,706	64,518,168
負債合計	43,308,706	64,518,168
純資産の部		
元本等		
元本	11,695,387,737	10,042,353,125
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	△7,553,477,448	△4,995,514,373
(分配準備積立金)	497,789	74,907,777
元本等合計	4,141,910,289	5,046,838,752
純資産合計	4,141,910,289	5,046,838,752
負債純資産合計	4,185,218,995	5,111,356,920

(2) 中間損益及び剰余金計算書

(単位：円)

期 別	第 5 期中間計算期間 自 平成 20 年 9 月 11 日 至 平成 21 年 3 月 10 日	第 6 期中間計算期間 自 平成 21 年 9 月 11 日 至 平成 22 年 3 月 10 日
科 目	金 額	金 額
営業収益		
受取利息	32,828	1,735
有価証券売買等損益	△1,766,349,581	△386,783,241
営業収益合計	△1,766,316,753	△386,781,506
営業費用		
受託者報酬	2,490,917	2,821,450
委託者報酬	39,854,633	45,143,084
その他費用	498,123	2,093,700
営業費用合計	42,843,673	50,058,234
営業損失 (△)	△1,809,160,426	△436,839,740
経常損失 (△)	△1,809,160,426	△436,839,740
中間純損失 (△)	△1,809,160,426	△436,839,740
一部解約に伴う中間純損失金額の 分配額 (△)	△35,965,525	△50,641,992
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△5,836,377,869	△5,155,556,052
剰余金増加額又は欠損金減少額	178,827,836	593,980,846
中間一部解約に伴う剰余金増加 額又は欠損金減少額	178,827,836	593,980,846
剰余金減少額又は欠損金増加額	122,732,514	47,741,419
中間追加信託に伴う剰余金減少 額又は欠損金増加額	122,732,514	47,741,419
分配金	—	—
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	△7,553,477,448	△4,995,514,373

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	第 5 期中間計算期間 自 平成 20 年 9 月 11 日 至 平成 21 年 3 月 10 日	第 6 期中間計算期間 自 平成 21 年 9 月 11 日 至 平成 22 年 3 月 10 日
1. 運用資産の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3. その他	当ファンドの計算期間は平成 20 年 9 月 11 日から平成 21 年 9 月 10 日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は平成 20 年 9 月 11 日から平成 21 年 3 月 10 日までとなっております。	当ファンドの計算期間は平成 21 年 9 月 11 日から平成 22 年 9 月 10 日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は平成 21 年 9 月 11 日から平成 22 年 3 月 10 日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第 5 期中間計算期間末 (平成 21 年 3 月 10 日現在)	第 6 期中間計算期間末 (平成 22 年 3 月 10 日現在)
1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 11,695,387,737 口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 10,042,353,125 口
2. 投資信託財産計算規則第 55 条の 6 第 1 項第 10 号に 規定する額 元本の欠損 7,553,477,448 円	2. 投資信託財産計算規則第 55 条の 6 第 1 項第 10 号に 規定する額 元本の欠損 4,995,514,373 円
3. 中間計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産 の額 1 口当たり純資産額 0.3541 円 (10,000 口当たり純資産額 3,541 円)	3. 中間計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産 の額 1 口当たり純資産額 0.5026 円 (10,000 口当たり純資産額 5,026 円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 5 期中間計算期間 自 平成 20 年 9 月 11 日 至 平成 21 年 3 月 10 日	第 6 期中間計算期間 自 平成 21 年 9 月 11 日 至 平成 22 年 3 月 10 日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

第 5 期中間計算期間 (自 平成 20 年 9 月 11 日 至 平成 21 年 3 月 10 日)

該当事項はありません。

第 6 期中間計算期間 (自 平成 21 年 9 月 11 日 至 平成 22 年 3 月 10 日)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第 5 期中間計算期間 自 平成 20 年 9 月 11 日 至 平成 21 年 3 月 10 日		第 6 期中間計算期間 自 平成 21 年 9 月 11 日 至 平成 22 年 3 月 10 日	
期首元本額	11,843,836,254 円	期首元本額	11,239,838,631 円
期中追加設定元本額	213,882,501 円	期中追加設定元本額	97,039,624 円
期中一部解約元本額	362,331,018 円	期中一部解約元本額	1,294,525,130 円

2. 売買目的有価証券の中間貸借対照表計上額等

第 5 期中間計算期間（自 平成 20 年 9 月 11 日 至 平成 21 年 3 月 10 日）

該当事項はありません。

第 6 期中間計算期間（自 平成 21 年 9 月 11 日 至 平成 22 年 3 月 10 日）

該当事項はありません。

3. デリバティブ取引関係

第 5 期中間計算期間（自 平成 20 年 9 月 11 日 至 平成 21 年 3 月 10 日）

該当事項はありません。

第 6 期中間計算期間（自 平成 21 年 9 月 11 日 至 平成 22 年 3 月 10 日）

該当事項はありません。

参考

S G 日本小型株マザーファンド

当ファンドは「S G 日本小型株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

1「S G 日本小型株マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科 目	対象年月日	(平成 22 年 3 月 10 日現在)
		金 額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		107,494,460
株式		9,574,908,100
未収入金		25,179,482
未収配当金		17,974,300
未収利息		147
流動資産合計		9,725,556,489
資産合計		9,725,556,489
負債の部		
流動負債		
未払金		22,433,222
流動負債合計		22,433,222
負債合計		22,433,222
純資産の部		
元本等		
元本		
元本		15,266,321,866
剰余金		
欠損金		5,563,198,599
純資産合計		9,703,123,267
負債・純資産合計		9,725,556,489

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	自 平成 21 年 9 月 11 日 至 平成 22 年 3 月 10 日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	(1)受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(その他の注記)

(平成 22 年 3 月 10 日現在)	
1. 期首	平成 21 年 9 月 11 日
期首元本額	13,076,067,182 円
期首より平成 22 年 3 月 10 日までの期中追加設定元本額	3,262,650,527 円
期首より平成 22 年 3 月 10 日までの期中一部解約元本額	1,072,395,843 円
期末元本額	15,266,321,866 円
期末元本額の内訳※	
りそな・小型株ファンド	8,028,342,310 円
S G 年金向け小型株ファンド(適格機関投資家専用)	6,884,973,025 円
りそな・S G 収益分配型日本株ファンド(隔月決算型)	318,400,414 円
S G 日本小型株V A (適格機関投資家専用)	34,606,117 円
2. 元本の欠損の額	5,563,198,599 円
3. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	0.6356 円
(10,000 口当たり純資産額)	6,356 円)

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 ファンドの現況

りそな・小型株ファンド 現況 (平成22年4月末日)

純資産額計算書

	円
I 資産総額	4,687,718,567
II 負債総額	13,602,631
III 純資産総額 (I - II)	4,674,115,936
IV 発行済数量 (口)	11,665,389,993
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	0.4007
(1万口当たりの純資産額)	(4,007)

《参考》

S G 日本小型株マザーファンド 現況 (平成22年4月末日)

純資産額計算書

	円
I 資産総額	10,797,698,149
II 負債総額	50,760,848
III 純資産総額 (I - II)	10,746,937,301
IV 発行済数量 (口)	15,279,015,231
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	0.7034
(1万口当たりの純資産額)	(7,034)

第5 設定及び解約の実績

計算期間	設定数量 (口)	解約数量 (口)
第1期計算期間 (平成16年9月1日～平成17年9月12日)	6,384,343,007	3,099,379,097
第2期計算期間 (平成17年9月13日～平成18年9月11日)	7,950,810,814	3,472,883,320
第3期計算期間 (平成18年9月12日～平成19年9月10日)	6,480,336,263	2,619,539,194
第4期計算期間 (平成19年9月11日～平成20年9月10日)	1,711,360,324	1,491,212,543
第5期計算期間 (平成20年9月11日～平成21年9月10日)	772,499,474	1,376,497,097
第6期中間計算期間 (平成21年9月11日～平成22年3月10日)	97,039,624	1,294,525,130

(注1) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

(注2) 第1期計算期間における設定数量は、当初申込期間中の設定数量を含みます。

Amundi

ASSET MANAGEMENT
アムンディ アセットマネジメント

Amundi

ASSET MANAGEMENT
アムンディ アセットマネジメント